

(案)

一般廃棄物処理基本計画

令和 年 月

静岡県下田市

目次

序章.....	1
第1節 計画の策定の趣旨と計画の位置付け.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
第2節 計画書策定フロー.....	3
第1章 地域の概況.....	4
第1節 地理的・地形的特性.....	4
第2節 気候的特性.....	5
第3節 人口動態・分布.....	6
1. 人口及び世帯数.....	6
2. 人口動態.....	7
3. 人口の分布状況.....	7
第4節 市街地・集落等の動向.....	8
第5節 産業の動向.....	8
1. 第1次産業.....	8
2. 第2次産業.....	9
3. 第3次産業.....	9
第6節 土地利用状況.....	11
第7節 将来計画.....	12
1. 第5次下田市総合計画の施策体系.....	12
2. 下田市環境基本計画の施策体系.....	13
第8節 アンケート調査結果.....	15
第9節 前計画の目標に対する達成状況.....	19
第2章 ごみ処理基本計画.....	20
第1節 基本方針.....	20
1. ごみ処理に関する法律の概要.....	20
2. 国の目標値.....	23
3. 静岡県の目標値.....	24
4. ごみ処理の基本方針.....	24
5. 施設整備の方針.....	25
第2節 目標年次.....	25
第3節 ごみの排出の現況.....	26
1. ごみ処理の現況.....	26
2. ごみ処理量の予測.....	42

第4節	ごみの処理主体.....	49
第5節	ごみ処理基本計画.....	50
1.	発生抑制・資源化計画.....	50
2.	収集・運搬計画.....	58
3.	中間処理計画.....	61
4.	最終処分計画.....	63
5.	ごみ減量のロードマップ.....	66
6.	その他.....	69
第3章	生活排水処理基本計画.....	72
第1節	基本方針.....	72
1.	生活排水処理の基本方針.....	72
2.	生活排水処理施設整備の基本方針.....	72
第2節	目標年次.....	73
第3節	生活排水処理の現況.....	73
1.	生活排水処理施設の整備状況.....	73
2.	生活排水の処理状況.....	74
第4節	生活排水処理に関する予測.....	76
1.	処理形態別人口.....	76
2.	し尿及び浄化槽汚泥発生量.....	77
第5節	生活排水処理の処理主体.....	78
第6節	生活排水処理基本計画.....	78
1.	生活排水の処理計画.....	78
2.	生活排水の処理目標.....	79
3.	し尿及び浄化槽汚泥の処理計画.....	80

序章

第1節 計画の策定の趣旨と計画の位置付け

1. 計画策定の趣旨

高度経済成長以降の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、天然資源の枯渇への懸念や生態系への危機、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題等、様々な環境問題を引き起こしています。

また、生活排水の処理は地域の水環境と密接な関わりを持っており、水の恵みを受けている本市にとって、身近な河川や海の水質及び生態系の保全に直結する重要な問題です。

本計画は、このような背景を踏まえ、本市において廃棄物の発生抑制と資源化の推進、排出された廃棄物の適正な収集、運搬、中間処理及び最終処分を確保し、循環型社会を形成するために必要な取組を進めることを目的として策定します。

また、本計画の位置付けは図1に示すとおり、「第5次下田市総合計画」及び「第2次下田市環境基本計画」を上位計画とし、法律や県の計画と整合をとった計画となっています。

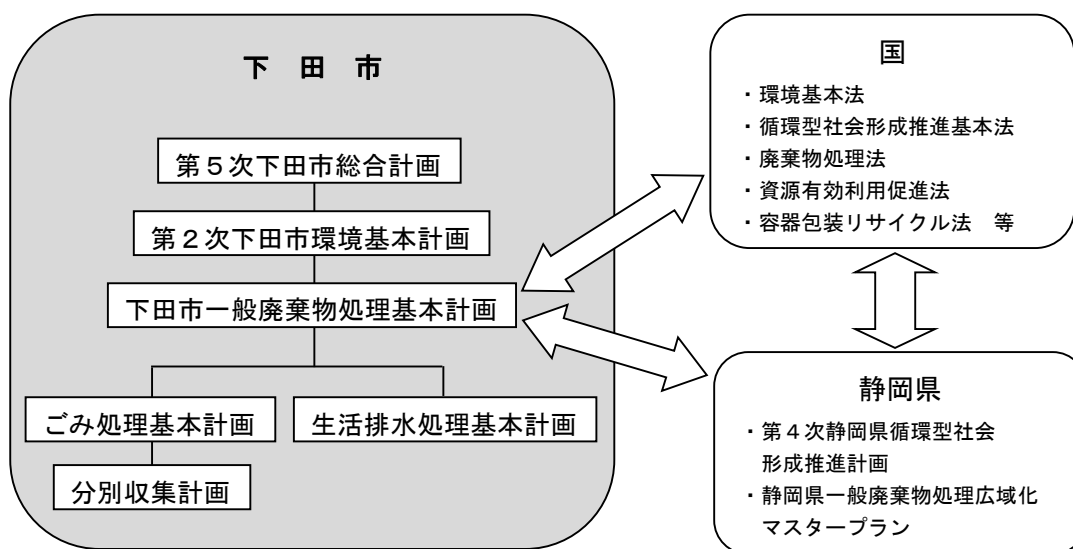


図1 本計画の位置付け

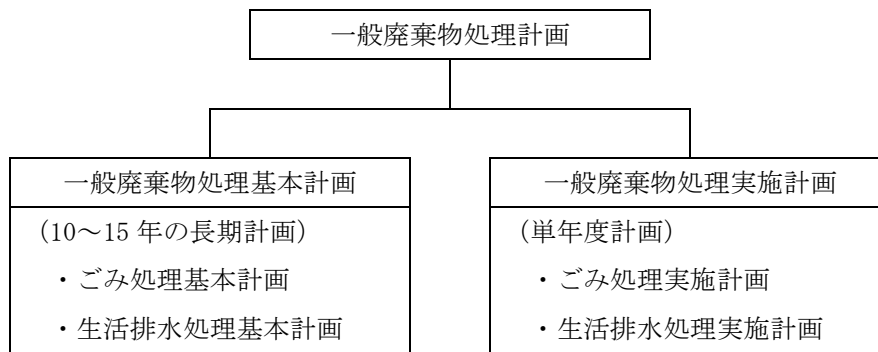
2. 計画の位置付け

1) 法的位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（1970（昭和45）年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない」となっています。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水（し尿及び生活雑排水をいう。）に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）に分けて策定することになっています。

これらの関係を示すと次のとおりとなります。



2) 基本的な構想との関連

廃棄物処理法第6条では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない」となっています。

したがって、本計画は、第5次下田市総合計画を上位計画として策定するものとします。

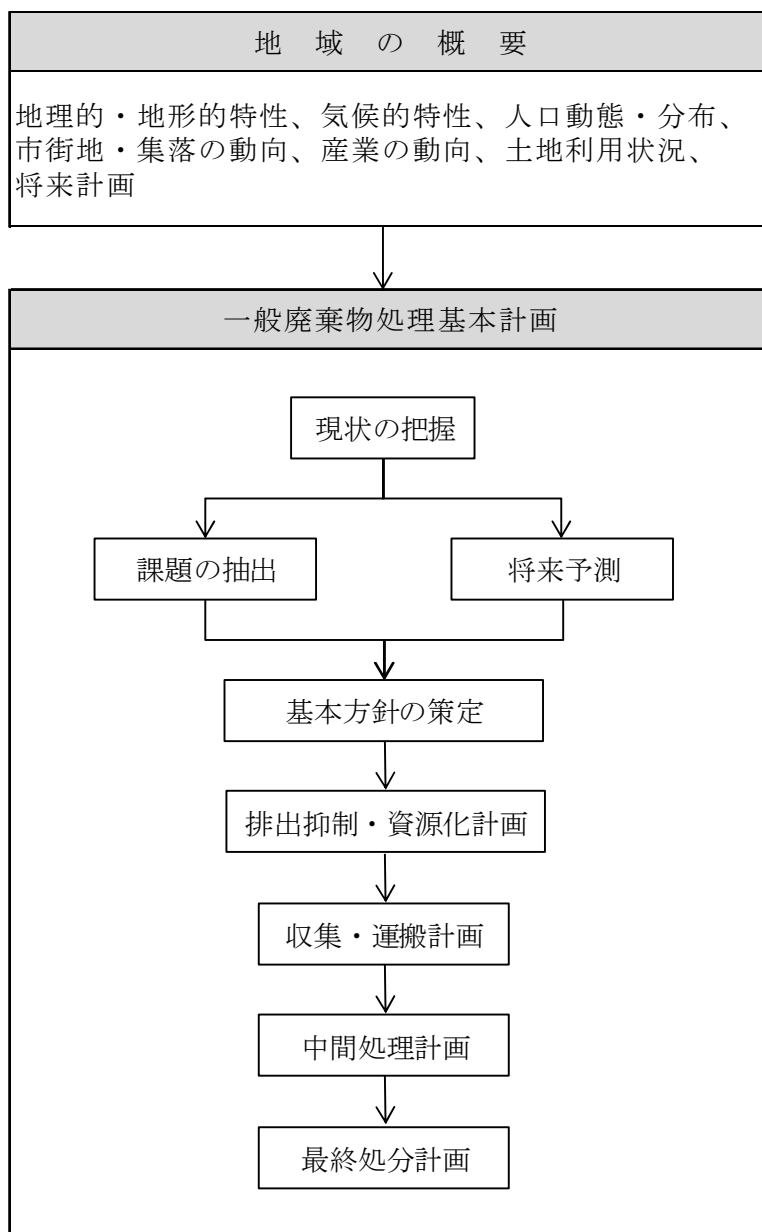
第2節 計画書策定フロー

本計画書の策定フローは、以下に示すとおりです。

本市の地域概要及びごみ処理の現状を把握し、課題の抽出及び将来予測を行います。

その後、基本方針を定めるとともに、排出抑制・資源化計画、収集・運搬計画、中間処理計画、最終処分計画等の個別計画を定めます。

<本計画書の策定フロー>



第1章 地域の概況

第1節 地理的・地形的特性

本市は、静岡県東南部、伊豆半島の南部東側に位置し、東と南は相模湾、西は南伊豆町、北西は松崎町、北東は河津町に隣接しています。

総面積は104.38km²で、市全体の約77%が、山林・原野に覆われ平坦地は非常に少なくなっています。これは、伊豆半島の骨格をなしている天城山系につながる比較的急峻な山々が市内全体に連なり、この山並みが相模湾に面する海岸部まで張り出しているためです。このことから、海岸部では断崖や砂浜など約47kmに及ぶ美しい景観が形成され、これが多種多様な魚介類の絶好の生息地となると同時に、本市観光の魅力ともなっています。

なお、平坦地は主としてこの急峻な山並みの間を流れる稲生沢川、大賀茂川の流域にまとまって存在するほか、海岸線に点在しています。

また、本市は、富士火山帯に位置するため、豊富な温泉資源に恵まれて温泉観光地を形成していますが、一方では、現在活動中の造山運動地域内に位置しているため、地震などの自然災害に見舞われやすい状況にあります。



図 1-1-1 下田市の位置図

第2節 気候的特性

本市の気候は、近海を北上する黒潮の影響により年平均気温は17℃程度と全般的に温暖です。降雨量は6月の梅雨期と9月の台風来襲期に多く豊富です。

このように、植物の生育に適した気候条件を有する本市には、温帯系の広葉樹や針葉樹はもちろん、亜熱帯系の植物も自生し、四季を通じて多様な草花や果実が成育しています。

表 1-2-1 気象の概況

年	気温 (°C)			風速 (m/s)		日照時間 (h)	降水量 (mm)
	平均	最高	最低	平均	最大		
2018 (H30)	17.6	32.1	-0.1	5.5	33.0	2125.7	1752.0
2019 (R1)	17.7	31.5	2.6	5.2	25.6	2132.0	2524.0
2020 (R2)	17.7	33.6	2.6	5.2	22.7	2188.3	2085.0
2021 (R3)	17.5	31.6	1.0	5.7	21.6	2314.6	2097.0
2022 (R4)	17.3	31.6	1.9	5.3	21.9	2238.2	2125.0
2023 (R5)	18.1	32.5	-0.7	4.9	20.8	2352.1	1746.5

(資料：気象庁年報[石廊崎])

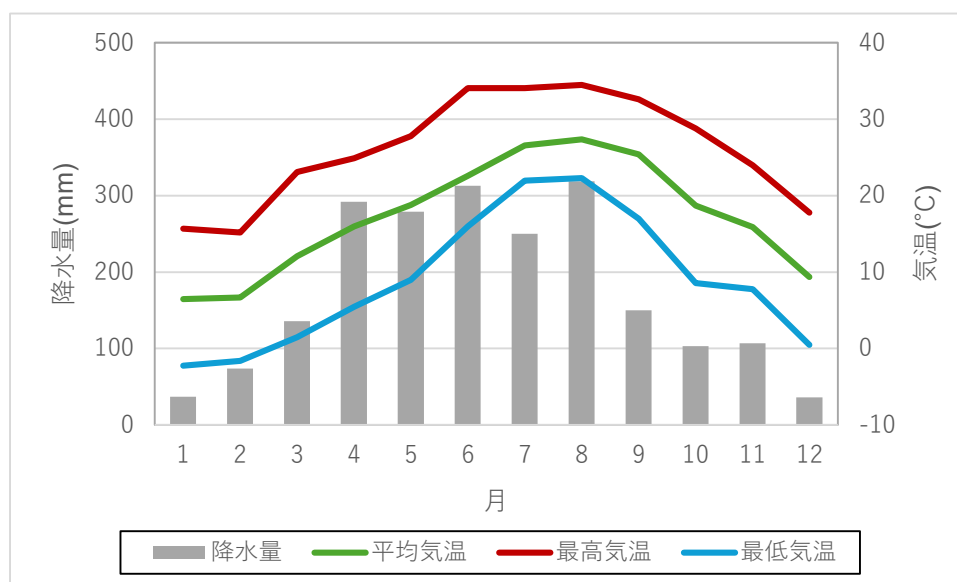


図 1-2-1 2022 (令和4) 年の気象の概況

第3節 人口動態・分布

1. 人口及び世帯数

本市の人口は減少傾向を示しており、最新年度である2023（令和5）年度では、2014（平成26）年度比で、3,901人（16.3%）減少しています。

世帯数も減少傾向を示しており、上記と同比較では902世帯（7.9%）減少しています。

表 1-3-1 人口及び世帯数の推移

年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)
2014 (H26)	23,864	11,371	2.10
2015 (H27)	23,444	11,273	2.08
2016 (H28)	22,938	11,121	2.06
2017 (H29)	22,477	11,027	2.04
2018 (H30)	21,937	10,869	2.02
2019 (R1)	21,492	10,786	1.99
2020 (R2)	21,080	10,729	1.96
2021 (R3)	20,734	10,675	1.94
2022 (R4)	20,287	10,522	1.93
2023 (R5)	19,963	10,469	1.91

(資料：市民保健課)

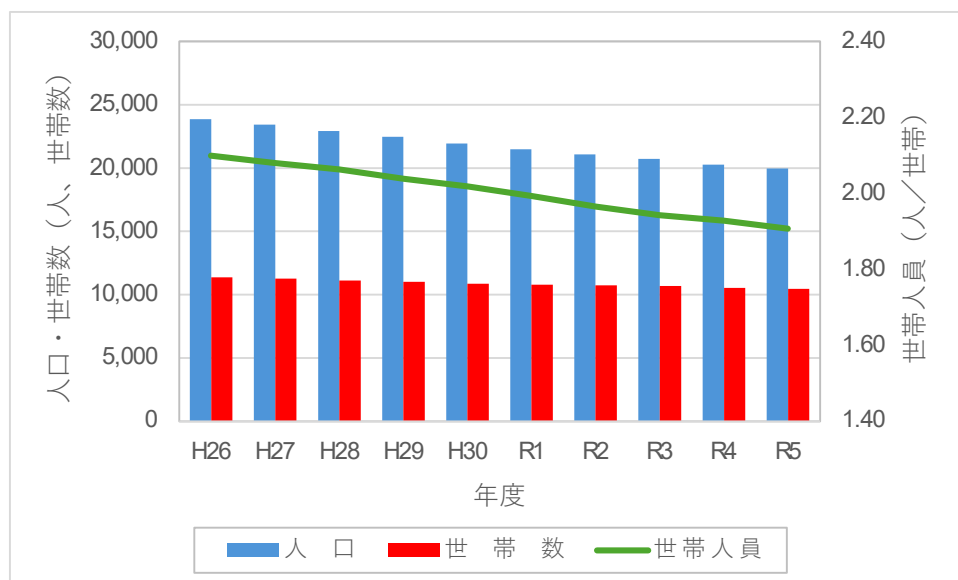


図 1-3-1 人口及び世帯数の推移

2. 人口動態

自然動態は死亡が出生より多く、社会動態では転出が転入より多く、人口は減少傾向にあります。

表 1-3-2 人口動態 (単位：人)

区分	増減	自然動態		社会動態		その他
		出生	死亡	転入	転出	
2017 (H29)	△522	101	409	796	1012	2
2018 (H30)	△444	103	387	760	925	5
2019 (R1)	△518	78	359	731	969	1
2020 (R2)	△332	69	356	754	808	9
2021 (R3)	△404	78	370	678	795	5
2022 (R4)	△395	60	388	770	845	8

注 1) 外国人住民も含む。

(資料：市民保健課)

3. 人口の分布状況

稲生沢地区が市人口の約 28%と最も多くの人口を占めています。

なお、浜崎地区の人口減少率は 12.1% (最新年度に対する 2020 (令和元) 年度比) と最も大きい地区となっています。

表 1-3-3 地域別人口分布 (各年 4 月 1 日現在) (単位：人)

地区名 年度	下田	稲梓	稲生沢	白浜	浜崎	朝日	総数
2019 (R1)	4,651	2,247	6,095	1,883	2,808	3,808	21,492
2020 (R2)	4,539	2,185	5,992	1,828	2,764	3,772	21,080
2021 (R3)	4,417	2,122	5,917	1,816	2,710	3,752	20,734
2022 (R4)	4,514	2,055	5,772	1,762	2,493	3,691	20,287
2023 (R5)	4,414	2,004	5,704	1,729	2,469	3,643	19,963

(資料：市民保健課)

第4節 市街地・集落等の動向

中心市街地は、古くから地域の文化・伝統の中心であり、経済・活動の拠点として地域の顔となってきました。しかし、近年のモータリゼーションの発展、ライフスタイルの変化、市外の大型店での購入、通信販売の普及など商業環境の変化が進み、さらに後継者不足や消費者ニーズの多様化への対応の遅れなどの問題も顕在化しています。

これらの原因による消費の流出が地元における購買率の低下を招き、商店街では廃業による空き店舗、駐車場化が進んでいます。

本市においては2024（令和6）年12月に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂しており、産業の活性化や雇用の場の確保、若年層の誘致や繋ぎ止めに努めています。

第5節 産業の動向

1. 第1次産業

1) 農業

本市は地形的に山林原野が多く耕作面積が限定されているものの、温暖な気候に恵まれ、「水稻」、「柑橘類」、「わさび」などが生産され、近年では「いちご」、「トマト」、「クレソン」などの新しい取組みられます。

しかしながら、本市の農業は、もともと経営規模が小さいところに労働力の高齢化と後継者不足が進み非常に厳しい状況にあります。今後予想される若い新規農業従事者の減少と高齢による引退従事者の増加は、本市農業の将来をさらに厳しいものにしていきます。

本市の農地は、その地形的条件から、その大半が稲生沢・大賀茂の両河川流域に分布しています。それ以外は耕作が不便な緩傾斜地に分布しており、経営農地の条件は全体的に良いものとはいえません。

2) 漁業

本市の水産業は、200海里体制の定着化による漁場の制限、水産資源の枯渇、漁業労働力の高齢化と後継者の不足、消費の伸び悩みなど多くの問題を抱えています。

相模湾及び駿河湾に面する本市海域の浅海部は、岩礁地帯が多く魚介類、海藻類の絶好の棲息地となっているため、本市はイセエビ、アワビ、サザエ、テングサ等の多種多様な水産物を水揚げしています。

本市の漁業は、これまでキンメダイの漁獲量によって支えられてきましたが、近年伊豆諸島周辺でのキンメダイ漁獲量は乱獲等により減少した資源量が回復していな

いために減少傾向にあり、漁業全体の停滞が深刻化しています。

そこで、資源量回復のためにアワビ、マダイ等の稚貝及び稚魚の放流や夜間操業の自粛、漁具制限等に取り組んでいます。また 2015（平成 27）年度から静岡県水産技術研究所においてキンメダイの栽培漁業を研究しており、こうした取組もあってか、2024（令和 6）年 4 月、キンメダイの水揚げ量が 2 年ぶりに増加に転じたと発表されました。

2. 第 2 次産業

本市の工業の中心は食料品工業で、これらの事業所は従業員数が 4～9 人の零細な企業であり、従業者の高齢化や後継者不足、インターネット販売の普及等によって、廃業による空き店舗や駐車場への転換が急増しています。

また、本市は急峻な山々が占める面積が大きく、工場建設等の立地条件が整わないこと、配送ルートの確立及び迅速化に課題があること等の要因から、産業として成り立ちにくい立地環境となっています。

静岡県において、2015（平成 27）年度から本社機能の移転・拡充に対する支援制度が開始されており、本市もその対象に含まれています。新規立地や初期投資に関する支援として県融資制度を活用し、就労機会の創出及び市内産業の振興を図っています。

3. 第 3 次産業

本市は、海、変化に富んだ海岸部の自然景観、温泉、開国にまつわる史跡、文化財等を観光資源として、1961（昭和 36）年の伊豆急行開通以来急速に観光都市として発展してきました。

しかし、本市の観光は、都市的観光施設が少なく主に自然資源を中心に展開されてきたため、観光客の滞在日数は比較的短く、その約 4 割が夏季（7～9 月）に集中する一季集中型観光となっています。

観光客数は、2018（平成 30）年に 100 万人を突破した宿泊人数が、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020（令和 2）年には 60 万人を割るほど減少、その後、2022（令和 4）年度は 89 万人まで回復しました。

従来の遊魚の他にスキューバダイビング、サーフィン、シーカヤックなどの体験型観光が盛んになってきており、人々の海への関心が年々強まっていることが背景にあります。この傾向は自由時間の増加と屋外レクリエーション志向の高まりによって、今後ますます増大することが予想されます。

また、本市では観光まちづくり推進計画を 2021（令和 3）年 3 月に改訂しており、自然資源だけではなく歴史文化的資源を活かした観光まちづくりを進めています。

表 1-5-1 月別宿泊人数

(単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
2018 (H30)	59,823	79,480	59,522	119,469	211,454	80,580	55,895
2019 (R1)	70,669	82,931	60,980	104,236	219,913	73,598	50,661
2020 (R2)	11,137	31,166	32,691	46,528	114,198	67,127	58,687
2021 (R3)	37,915	44,641	38,988	82,642	133,461	53,387	48,658
2022 (R4)	49,418	63,725	46,818	101,569	164,867	67,105	55,068

年度	11月	12月	1月	2月	3月	総数
2018 (H30)	62,861	63,727	66,247	65,635	79,417	1,004,110
2019 (R1)	60,532	62,967	63,171	63,467	40,706	953,831
2020 (R2)	77,421	52,471	22,281	29,236	43,544	586,487
2021 (R3)	58,699	71,688	55,408	44,093	61,253	730,833
2022 (R4)	68,693	74,284	57,566	68,062	78,363	895,538

(資料：観光交流課)

表 1-5-2 伊豆急行下田駅乗降人員 (単位：人)

区分 年	総数	乗車人員	降車人員
2018 (H30)	1,114,776	500,750	614,026
2019 (R1)	1,108,803	500,714	608,089
2020 (R2)	626,802	279,045	347,757
2021 (R3)	512,2787	227,231	285,047
2022 (R4)	716,608	314,120	402,488

注) 定期券分を除く

(資料：新南伊豆のすがた)

第6節 土地利用状況

地目別土地面積は、山林が最も多く全体の約57%を占めています。田や畑はやや減少傾向ですが、宅地はほぼ横ばいとなっています。

表 1-6-1 地目別土地面積 (単位：m²)

項目 年度	総面積	田	畑	宅地
2018 (H30)	104,380,000	3,262,247	3,711,819	3,805,900
2019 (R1)	104,380,000	3,256,007	3,710,048	3,810,435
2020 (R2)	104,380,000	3,249,507	3,700,921	3,804,759
2021 (R3)	104,380,000	3,232,476	3,689,240	3,801,116
2022 (R4)	104,380,000	3,237,110	3,678,594	3,801,198

項目 年度	山林	原野	他雑種地
2018 (H30)	59,490,692	21,087,031	13,022,311
2019 (R1)	59,474,770	21,084,053	13,044,687
2020 (R2)	59,188,914	20,989,813	13,446,086
2021 (R3)	59,133,519	20,987,627	13,526,022
2022 (R4)	59,134,084	20,987,398	13,541,616

(資料：税務課)

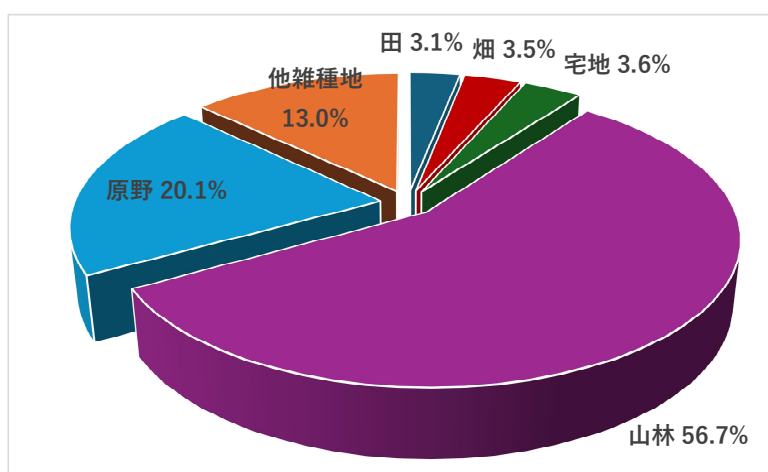


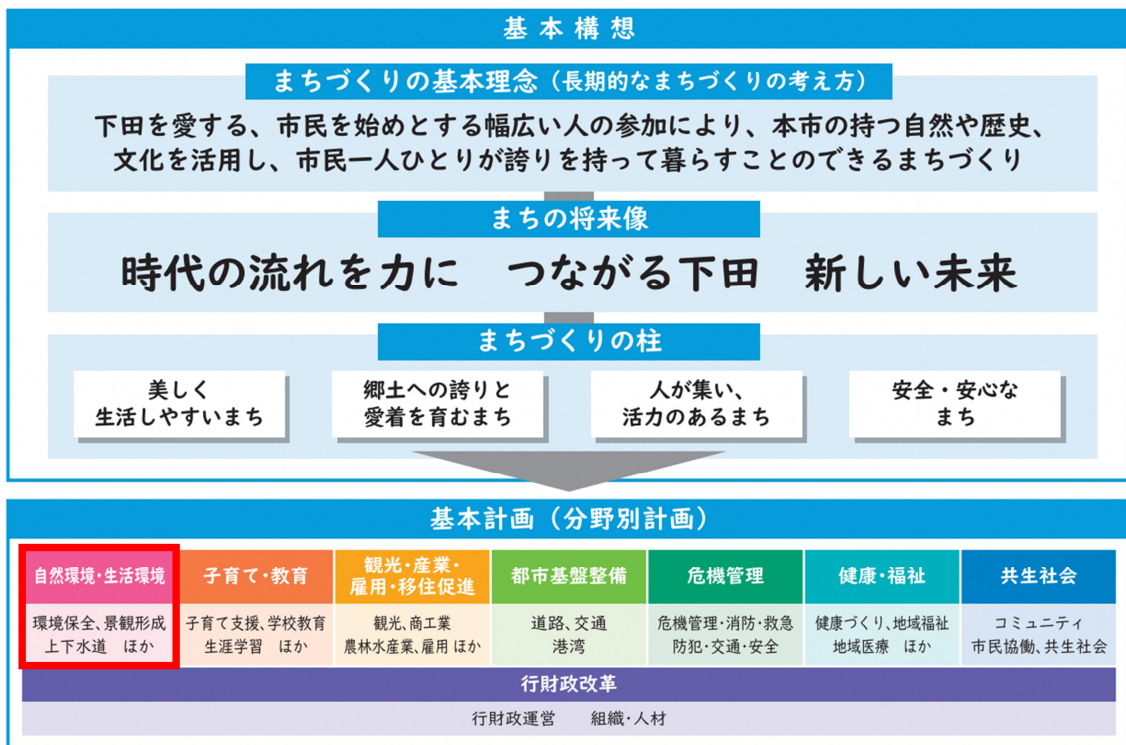
図 1-6-1 2022 (令和4) 年度 地目別土地面積

第7節 将来計画

上位計画である「第5次下田市総合計画」及び「第2次下田市環境基本計画」の施策体系等を以下に示します。

1. 第5次下田市総合計画の施策体系

第5次下田市総合計画の8つの基本計画（分野別計画）では、「自然環境・生活環境」分野が該当分野になり、施策と主な取組は以下の通りです。



< 施策と主な取組 >

施策：廃棄物の適正処理を推進します	
取組	<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別の細分化に対応した適切で効率的な収集方法の検討 可燃ごみ収集業務の委託化による効率的な収集の維持 焼却業務の包括委託化による安定的な焼却体制の維持 不法投棄のパトロールや監視、啓発活動の推進
施策：ごみの減量化、資源化を推進します	
取組	<ul style="list-style-type: none"> マイバッグ運動や資源回収活動の啓発 プラスチック類や焼却灰の再資源化の検討 食品ロス、食べ残しの抑制等に関する啓発 生ごみ処理機器への補助金、キエーロによる可燃ごみの抑制
施策：施設の適正な管理・運営を図ります	
取組	<ul style="list-style-type: none"> 【重点】ごみ処理施設の建設の検討（適正なごみ処理方式、広域的な運営） 伊豆斎場の大規模改修の実施 南豆衛生プラントの適正な運営
施策：合併処理浄化槽の普及・促進を図ります	
取組	<ul style="list-style-type: none"> 合併浄化槽の普及、浄化槽の維持管理に関する広報の強化 合併処理浄化槽の転換に対する支援

2. 下田市環境基本計画の施策体系

第2次下田市環境基本計画における施策体系では、5つの環境分野のうち、(2)生活環境分野の「きれいな空気や水、静かな環境の保全」及び(3)資源循環分野が該当分野となり、取組内容等は以下となります。

表 1-7-1 下田市環境基本計画の施策体系

将来都市像	環境分野基本目標	環境方針	取組の方向性
時代の流れを力に つながる下田 新しい未来	(1)自然環境 ～自然環境を守り、人と自然が共生する美しいまちを目指します～	1 自然環境の保全	① 森林・里山の適正管理と保全 ② 生物多様性の確保 ③ 外来種*や鳥獣被害対策
		2 下田の海の保全	① 海岸環境の保全 ② 河川環境の保全 ③ 水産資源の保全
	(2)生活環境 ～市民の生活環境を保護するために、より良好な居住環境の形成を目指します～	3 きれいな空気や水、静かな環境の保全	① 公害の防止 ② 化学物質対策
		4 景観の保全	① 良好な景観の保全と創造 ② 歴史的文化的環境の保全 ③ 観光資源の保全
		5 公園整備と市街地の緑化促進	① 花と緑を配した憩いの公園整備 ② 緑化の推進
	(3)資源循環 ～市民総参加で循環型社会の実現を目指します～	6 4Rの推進	① 4R推進の取組
		7 ごみの適正な処理	① ごみの適正な処理・不法投棄対策
	(4)地球環境 ～気候変動抑制のため、地球温暖化防止を目指します～	8 地球温暖化防止に向けた取組	① 地球温暖化防止対策の推進 ② 地産地消*
		9 省エネルギー対策と新エネルギーの推進	① 省エネルギー対策 ② 新エネルギー推進
	(5)環境教育 ～すべての市民が環境への関心をもつ情報発信・環境教育を目指します～	10 環境教育・学習の推進	① 環境教育・学習の推進 ② 環境に配慮した事業活動の推進
		11 環境情報の提供・発信、ネットワーク構築	① 環境情報の提供・発信 ② 地域団体の活動支援

<分野、目標、方針、取組内容>

・生活排水

環境分野	生活環境
基本目標	市民の生活環境を保護するために、より良好な居住環境の形成を目指します
環境方針	きれいな空気や水、静かな環境の保全
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水対策のため、公共下水道の整備と適正な維持管理をします。 ・合併浄化槽の設置又は公共下水道接続への啓発を行います。 ・上下水道施設の長寿命化・耐震化を推進します。 ・し尿処理施設の適正な維持管理をします。 ・浄化槽の保守点検の促進や法定検査の周知を行います。

・廃棄物

環境分野	資源循環
基本目標	市民総参加で循環型社会の実現を目指します
環境方針	4Rの推進
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装の抑制を推進します。 ・市民や事業者に関心を持ってもらえるよう4Rに関する情報提供に努めます。 ・拠点回収、集団回収などにより、資源ごみの回収を促進します。 ・草木は堆肥化等に有効利用し、燃やすごみの減量化を図ります。 ・使い捨て製品の抑制、ものの長期使用など資源の有効活用に努めます。 ・4Rの促進による廃棄物量の減少を図ります。 ・フリーマーケット、リサイクルショップなどの利用を促します。 ・リターナブル容器の使用、再生資源の利用など資源の有効活用に努めます。 ・特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)などのリサイクル関連法の遵守・啓発をします。 ・リサイクルステーションの適正な維持管理に努めます。 ・地域や子供会などにおけるリサイクル活動を支援します。 ・グリーン購入の実施に努めます。 ・学校給食等から発生する残渣のリサイクルを検討します。 ・生ごみ処理機器の購入に補助金を支給します。 ・フードロスの削減に取組ます(食品リサイクル法対応)。 ・公共工事ではリサイクル材の使用を推進します。 ・事業所に対しては、ごみ削減講習会やごみ処理のパンフレット等を作成し、ごみの削減を促します。 ・ごみの分別の細分化に対応した適切で効率的な収集方法を検討します。
環境方針	ごみの適正な処理
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市営じん芥処理場などの環境関連施設の適正な維持管理を行うとともに、新たな処理施設の建設に向けた検討を進めます。 ・可燃ごみ収集業務の委託化による効率的な収集を維持します。 ・焼却業務の包括委託化による安定的な焼却体制を維持します。 ・プラスチック類や焼却灰の再資源化の検討を行います。 ・市民や事業者に関心を持ってもらえるようごみの適正処理に関する情報提供に努めます。 ・事業所の廃棄物適正処理を促進します。 ・循環型社会を形成し、資源の有効活用を図るため、「静岡県循環型社会形成推進計画」との協調に努めます。 ・不法投棄防止パトロールの実施や、市民が不法投棄を発見した場合には通報するよう啓発します。 ・一般廃棄物処理基本計画を策定し、一般廃棄物の計画的且つ適正な処理に努めます。 ・PCBを含有する廃棄物の適正処理を呼びかけます。 ・水銀を含有する廃棄物の適正処理を呼びかけます。 ・不用品回収業者に対しては、県と連携し、事業所の立入検査を実施するなど監視体制及び指導を強化します。 ・消費生活センターや県と連携し、使用済み家電製品の適正処分方法の周知徹底を図ります。 ・災害廃棄物処理計画の内容を見直し、充実を図り、平時から対策を講じます。 ・他市町や一部事務組合と広域的なネットワークを形成し、効果的かつ効率的なごみ処理のための情報交換を実施します。 ・産業廃棄物や処分場の適正な処理・管理に努めます。 ・自然災害により発生する災害廃棄物の適正・迅速な処理に努めます。

第8節 アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、ごみの現況について市民及び事業者がどのように把握・意識しているかを分析するため、アンケート調査を実施しました。

市民対象が発送数1,000通、回収率は37.2%、事業者対象が発送数100通、回収率が60.0%でした。

1) 市民アンケート結果

アンケート回答者の属性は、男女比は約4：6、年齢は「60代以上」が約62%を占め、「40～50代」で約28%でした。職業は「会社員・公務員・団体職員」が約24%で最多、居住年数は「20年以上」が約80%、居住人数は「2人」が約41%で、住居タイプは「1戸建て」が約90%でした。ごみの減量やリサイクルへの関心は、91%が「ある」と回答、「ない」と回答した理由は、「決まりは守っているが関心はない」、「ごみの減量はしているしリサイクルはやっているが、興味といわれるとない」、など、既にごみの減量やリサイクルが当たり前になっていることが想定されました。

下田市の家庭ごみの分け方・出し方に記載されたごみを出す際の注意事項について、日頃の取組状況を伺った問いでは、「必ず行っている」と「ほとんど行っている」の合計がほとんどの間で90%以上となった一方、「古着は、透明・半透明のビニール袋に入れ、口をしばって拠点回収に出している」は56%と約半数が取組めていませんでした。

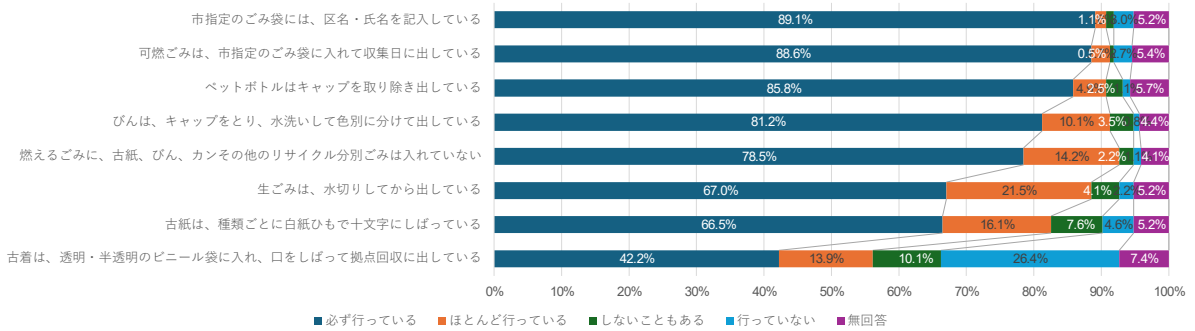
日頃のごみ減量やリサイクルへの取組状況について伺ったところ、「必ず行っている」と「ほとんど行っている」の合計では、「水筒を持ち歩く」のは約半数、「お菓子の箱を雑がみとして分別している」のは約46%、「生ごみのリサイクルに取組んでいる」のは約18%でした。

資源ごみの主な排出先は、食品トレイ以外の全ての品目で「市の回収・清掃センター」が50%以上で最も多く、食品トレイは「民間事業者の回収拠点」が約46%で最多、普段の買い物のついでに排出していることが想定されます。

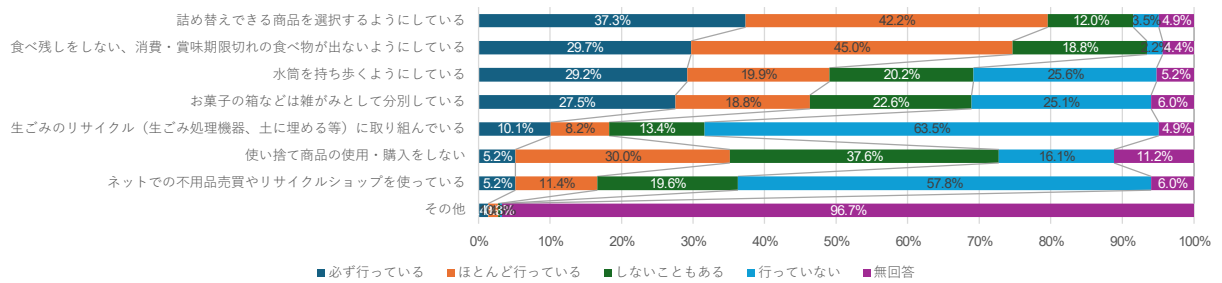
ごみ減量やリサイクルが進まない理由を伺った設問では、「下田市のごみの状況や問題点がわからない」が約50%で最多、「使い捨て製品が多く、ごみを減らすことが難しい」が約40%でした。

行政に望む施策は、「下田市のごみの現状をもっとわかりやすくPRする」が約52%、「資源ごみを収集できる場所を増やす」が約42%、また「ごみ減量が達成できた場合の行政サービス向上などの提示」が約35%、「キエーロやコンポストなどの生ごみのたい肥化方法のPR」が約31%等、多くの項目で高い数値が出ており、行政には多大な期待が寄せられていることがわかります。

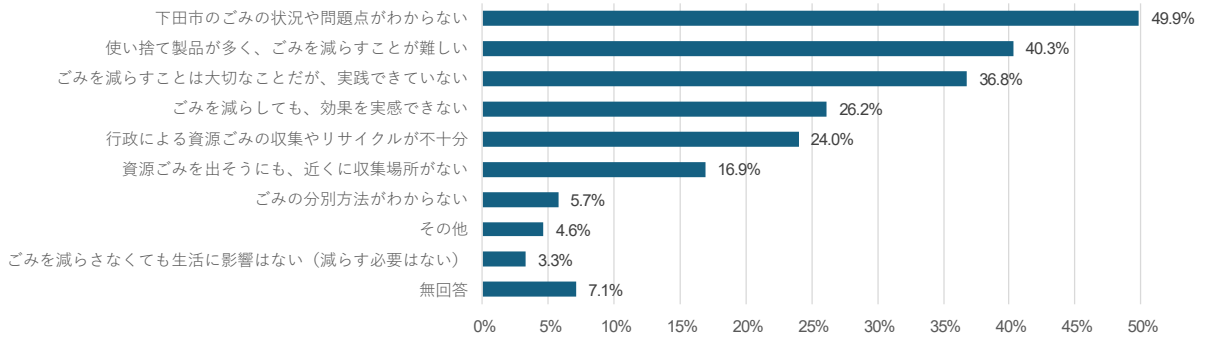
・ごみを出す際の注意事項に対する取組状況



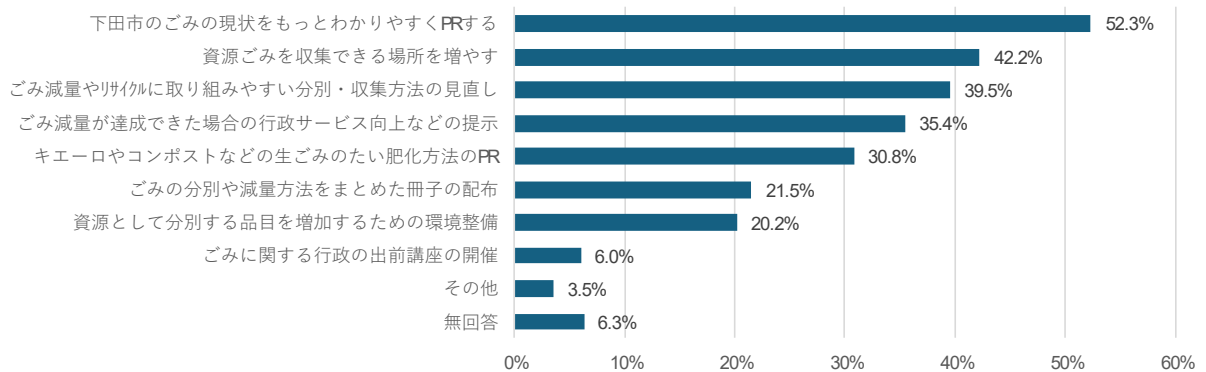
・ごみの減量・リサイクルへの取組状況



・ごみの減量・リサイクルが進まない理由



・行政に望まれる施策



2) 事業者アンケート結果

回答事業者の業種は、「鉱業・採石業・砂利採取業、建設業」が約 22%、「宿泊業・飲食サービス業」が約 17%、創業年数は全体の約 87%が「20 年以上」、従業員数は「1-4 名」が全体の約半数でした。建物形態別では、「自社ビル・施設【単独】」、「自社ビル・施設【住居併合】」ともに約 38%で、「住居併合型」の約 44%は、家庭から出るごみ（家庭系一般廃棄物）と事業活動に伴って出るごみ（事業系一般廃棄物）の区分けを行っていないと回答しました。ごみへの関心は、約 83%の事業者が「ある」と回答しました。

事業所から排出されるごみ（上位 3 つの品目と量）を伺ったところ、「紙類（段ボール）」65%、「紙類（雑がみ）」35%、「生ごみ・調理くずなど」約 28%でした。発生量別では、「草木・選定枝」が最多でした。産業廃棄物の発生は、「ある」が約 43%でした。

ごみの処理方法については、「ごみ収集業者（許可業者）に委託」（約 53%）、「自社で市の処理施設へ運搬」（約 37%）、「ごみステーションに出している」（約 32%）でした。

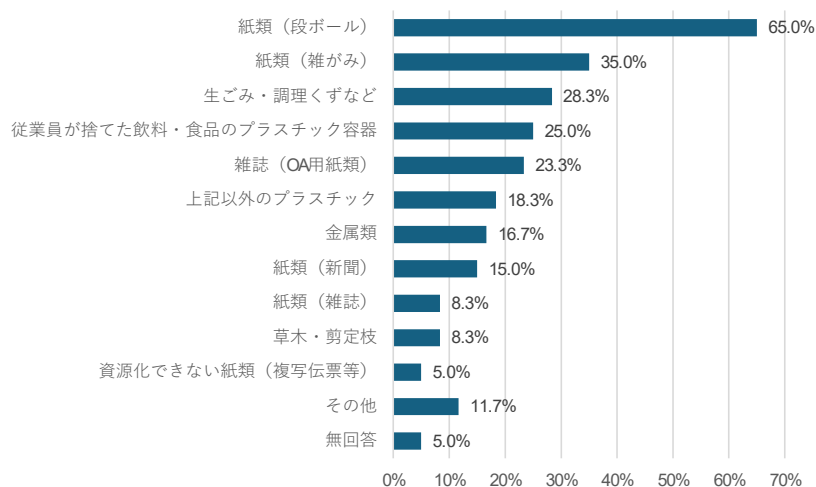
ごみ排出・処理ルールについて、「知らない」の割合が高かったのが、「市内で発生したごみは、他市町のごみステーションに出すことはできない」（35%）、「市内で発生したごみは他市町の清掃センターへ持ち込むことはできない」（約 33%）でした。

ごみの減量化・資源化への取組状況は、「ある程度は取組んでいる」が 65%、「積極的に取組んでいて、ごみは減少傾向だ」を合わせると約 82%でした。

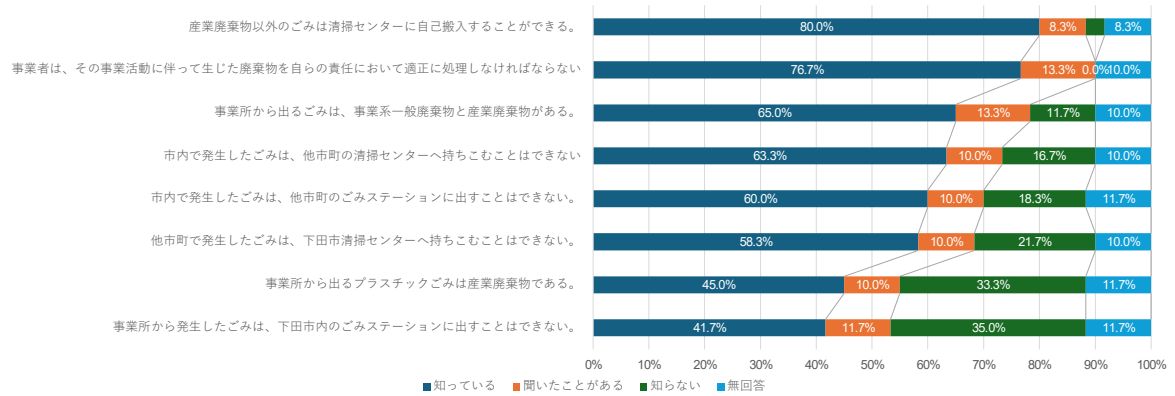
事業所でごみ削減・資源化に取り組む上での課題については、「ごみの分別に手間がかかる」（約 23%）、「費用」（約 17%）、「一般廃棄物と産業廃棄物の違いが不明」（約 17%）が主だったものとして挙げられました。

ごみの減量・リサイクルを進める上で市に期待することとしては、「事業者向けのごみ減量・リサイクルマニュアルの配布」（約 52%）、「適正な処理費用の徴収」（25%）、「ルールを順守していない事業者への指導強化」（25%）となりました。

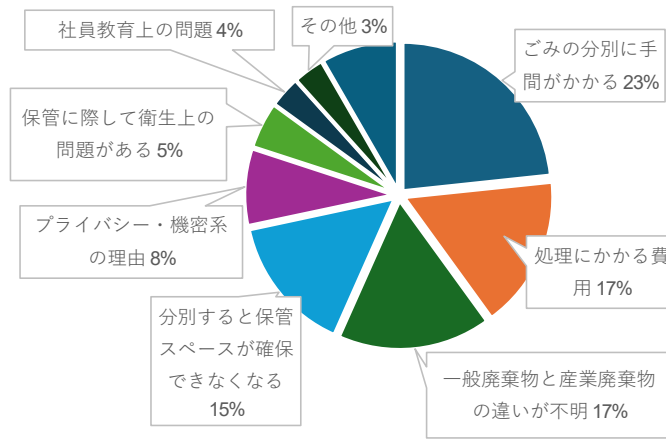
・ごみの発生状況（多いもの）



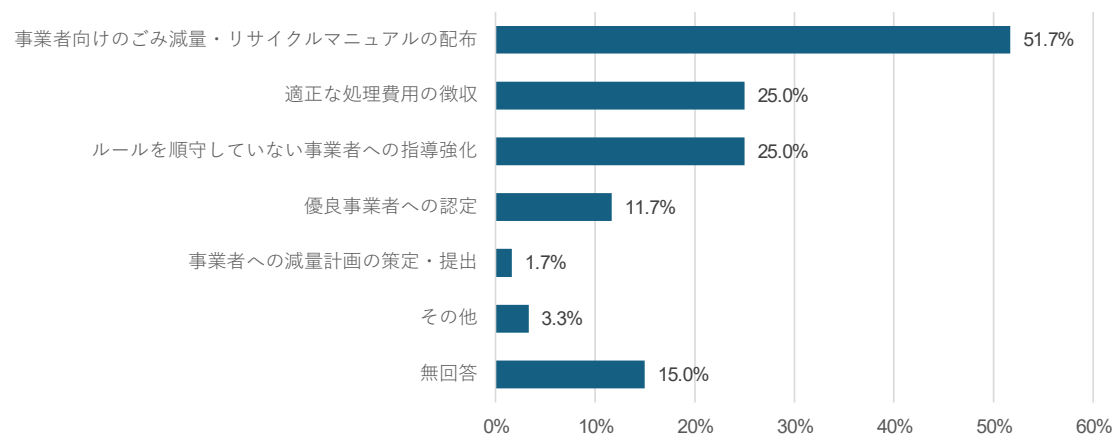
・ ゴミ排出・処理のルール認知度



・ ゴミ減量・リサイクルの課題



・ 行政に望む市施策



第9節 前計画の目標に対する達成状況

前計画で定めた目標に対する達成状況について、以下の通り記載します。なお、達成状況については、2023（令和5）年度実績が、2024（令和6）年度目標を満足している（達成率100%以上）場合には◎、達成率80%以上は○、達成率50%以上は△、それ以下の場合、×とします。

1) ごみの排出について

	2016（平成28） 年度実績	2023（令和5） 年度実績	2024（令和6） 年度目標	達成状況
1人1日当たりのごみ排出量 （g/人・日）	1,198.4	1,105.6	1,125	◎

2) ごみの再生利用について

	2016（平成28） 年度実績	2023（令和5） 年度実績	2024（令和6） 年度目標	達成状況
リサイクル率（%）	14.3	13.6	15.7	×

3) ごみの最終処分について

	2016（平成28） 年度実績	2023（令和5） 年度実績	2024（令和6） 年度目標	達成状況
最終処分量（t）	1,129.32	847.4	936.97	◎

※ 焼却灰とばいじんの合計

4) 評価

2018（平成30）年に10,075tあったごみ総排出量は、2023（令和5）年には約2,000t減の8,056tになりました。これにより、1人1日当たりのごみ排出量も大きく減少し、目標を達成することができました。

リサイクル率については、新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策のため回収量が大幅に下がった集団回収量等により、目標を達成できませんでした。

最終処分量については、残渣率はおよそ11.5-12.0%で推移していることから、ごみ総排出量の減少が寄与し、目標を達成することができました。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

1. ごみ処理に関する法律の概要

廃棄物の処理は、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理・処分に重点を置いた事業が行われてきました。

しかし、地球温暖化問題をはじめとする環境問題に対応することを目的として、各種の環境及びリサイクル関連法が施行され、それによって環境負荷の軽減、資源の循環利用の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。

廃棄物処理に関する法律について、法整備の流れを表 2-1-1、法体系を図 2-1-1、法の概要を表 2-1-2 にそれぞれ示します。

表 2-1-1 廃棄物処理に関する法律整備の流れ

年代	主な課題	法律の制定（制定年）
戦後～1950年代	<ul style="list-style-type: none"> 環境衛生対策としての廃棄物処理 衛生的で快適な生活環境の保持 	<ul style="list-style-type: none"> 清掃法（1954）
1960年代～1970年代	<ul style="list-style-type: none"> 高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と郊外の顕在化 環境保全対策としての廃棄物処理 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境施設整備緊急措置法（1963） 廃棄物処理法（1970） 廃棄物処理法改正（1976）
1980年代	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設整備の推進 廃棄物処理に伴う環境保全 	<ul style="list-style-type: none"> 広域臨海環境整備センター法（1981） 浄化槽法（1983）
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の発生抑制、再生利用 各種リサイクル制度の構築 有害物質（ダイオキシン等）対策 廃棄物の種類、性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法改正（1991） 産業廃棄物処理特定施設整備法（1992） バーゼル法（1992） 環境基本法（1993） 容器包装リサイクル法（1995） 廃棄物処理法改正（1997） 家電リサイクル法（1998） ダイオキシン類対策特別措置法（1999）
2000年～	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成を目指した3Rの推進 産業廃棄物処理対策の強化 不法投棄対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進基本法（2000） 建設リサイクル法（2000） 食品リサイクル法（2000） 廃棄物処理法改正（2000） グリーン購入法（2000） PCB 特別措置法（2001） 自動車リサイクル法（2002） 産廃措置法（2003） 廃棄物処理法改正（2003-06, 10） 小型家電リサイクル法（2013） 食品ロス削減推進法（2019） プラスチック資源循環促進法（2022）

循環型社会を形成するための法体系

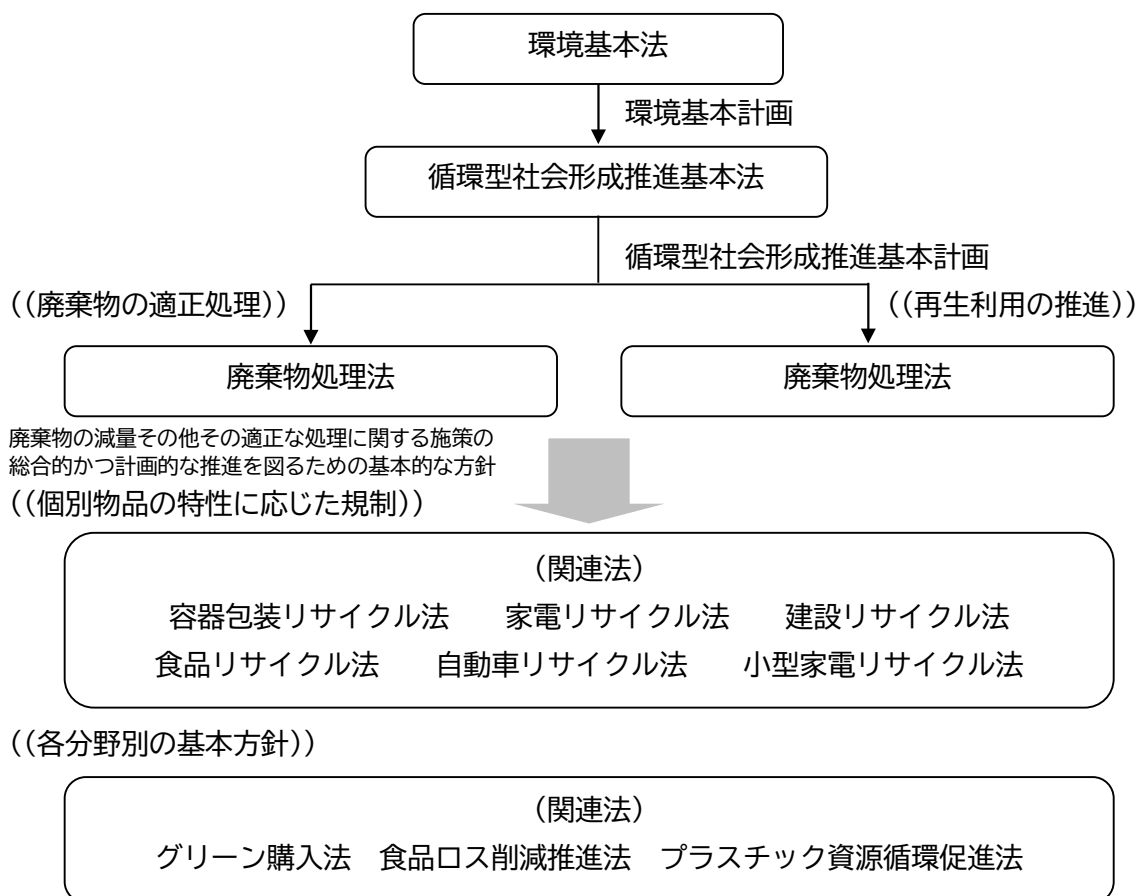


図 2-1-1 廃棄物処理に関する法律の体系

表 2-1-2 関係法令の概要

法律名【正式名称】	概要
環境基本法	環境保全に向けた枠組みを示した基本的な法律。環境に関する全ての法律の最上位に位置する。基本理念として、(1)環境の恵沢の享受と継承等、(2)環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3)国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられており、国、地方公共団体、事業者、国民の各主体の責務が定められている。
循環型社会形成推進基本法	循環型社会の実現に向けた基本的枠組みを示し、その道程を明らかにすることを目的とした法律。有価・無価を問わず、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義、その循環的な利用を図るべきと規定。
廃棄物処理法 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】	廃棄物の排出抑制、適正な処理(運搬、処分、再生等)、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定などが規定されている。
資源有効利用促進法 【資源の有効な利用の促進に関する法律】	廃棄物の発生抑制、部品等の再使用、使用済み製品等の原材料としての再利用を総合的に推進することを目的とした法律。製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別表示、製造業者による自主回収・リサイクルシステムの構築など、事業者として取組むべき事項が規定されている。
容器包装リサイクル法 【容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律】	一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者がリサイクルするという役割分担を明確にすることにより、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とした法律。
家電リサイクル法 【特定家庭用機器再商品化法】	家庭等から排出される使用済の家電製品について、消費者、小売業者、製造業者等の役割分担を明確にし、廃棄物の減量化やリサイクルを促進することを目的とした法律。
建設リサイクル法 【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律】	建築物等の解体工事等に伴って排出される特定建設資材の分別およびリサイクルを促進することを目的とした法律。
食品リサイクル法 【食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律】	食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料等としてリサイクルを図ることを目的とした法律。
グリーン購入法 【国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律】	再生資源を利用した製品など環境負荷を低減する製品の市場を創出・発展させることを目的とした法律。
自動車リサイクル法 【使用済自動車の再資源化等に関する法律】	自動車メーカー等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより廃車となる自動車のリサイクル・適正処理を図るため、新たなリサイクルシステムの構築を図ることを目的とした法律。
小型家電リサイクル法 【使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律】	使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とした法律。
食品ロス削減推進法 【食品ロスの削減の推進に関する法律】	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律。
プラスチック資源循環促進法 【プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律】	製品の設計から廃棄物の処理まで、プラスチックの商流全てにおける資源の循環等の取組を促進するための法律。

2. 国の目標値

国では、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（2001（平成13）年5月環境省告示第34号）」を策定しており、その方針の中で、一般廃棄物の排出量等に対して表2-1-3及び表2-1-4に示す目標値を設定しています。

また、廃棄物処理施設整備計画（2013（平成25）年5月31日閣議決定）においても、同様に表2-1-5に示す目標が設定されています。

表 2-1-3 一般廃棄物の減量化の目標値

項目	現況 (2012（平成24）年度)	目標 (2025（令和7）年度)
排出量	45 100万トン/年	2012（平成24）年度比 約16%削減
再生利用率	9.3 100万トン/年	2012（平成24）年度から 約28%に増加させる
最終処分量	4.7 100万トン/年	2012（平成24）年度比 約31%削減
一人一日当たりの 家庭系一般廃棄物排出量	—	440グラム

表 2-1-4 食品ロス、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に係る目標値

項目	目標 (2025（令和7）年度)
家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	200市町村以上
小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないものの回収体制構築市町村の割合	100%
使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	80%

表 2-1-5 廃棄物処理施設整備計画における重点目標

項目	基準 (2020（令和2）年度)	目標 (2025（令和7）年度)
ごみのリサイクル率	20%	28%
最終処分場の残余年数	20年分	令和2年度の水準を維持する
計画期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値	20%	22%
廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合	41%	46%
（生活排水）浄化槽処理人口普及率	58%	76%

3. 静岡県の目標値

静岡県においては、2022（令和4）年3月に、2022（令和4）年度を開始年度とし、2026（令和8）年度までを計画期間とする第4次静岡県循環型社会形成計画を策定しており、表2-1-6に示す目標を設定しています。

表2-1-6 第4次静岡県循環型社会形成計画における数値目標（一般廃棄物のみ）

区分	目標指標	実績 (2019（令和元）年度)	目標 (2026（令和8）年度)
一般廃棄物	1人1日当たり排出量	885 g/人日	848 g/人日
	1人1日当たり最終処分量	43 g/人日	39 g/人日

4. ごみ処理の基本方針

人々の暮らしに必要な物は、資源より生産され消費を経て廃棄物となります。

ごみ問題を根本的に改善していくためには、ライフスタイルの見直しによるごみの発生抑制、ごみの減量化・再資源化、ごみの適正処理の各段階での具体的な行動が不可欠であり、この広範囲にわたる課題に、市民・事業者・市が一体となって取り組む必要があります。

環境の世紀と言われる21世紀の社会目標は、環境への負荷をできる限り低減し、「持続的発展が可能な循環型社会を構築していく」ことです。これは今後の廃棄物処理行政の目指すべきキーワードであり、本市におけるごみ処理の基本方針を次のとおり定めます。

基本方針

1. ごみの排出抑制や資源化・再利用を推進し、循環型社会の実現を目指します。
2. 収集体制を適宜見直し、新時代に合致したごみ処理体制を構築します。
3. 広域によるごみ焼却施設等の処理施設の整備を推進します。
4. 市民、事業者、市の協力体制の確立に努めます。
5. 計画的なごみ処理を実践していきます。

排出抑制・資源化の努力をした上で排出されてしまうごみについては、適正な処理・処分が求められています。

まず、ごみを排出する際のルール作り、分別収集体制の見直し等により、ごみを資源に転換しやすいシステムを整備します。ごみとして収集したものについては、中間処理において減量化・減容化、安定化、無害化を図るとともに、資源化、再利用を推進します。さらに余剰エネルギーについては、有効利用できるシステムを整備します。

5. 施設整備の方針

人口減少の進展による一般廃棄物排出量の減少が見込まれる中、環境省は、将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、各地域において安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築が必要であるとし、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（2019（平成31）年3月29日付け）を発出し、全都道府県に2021（令和3）年度末までに、ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化に係る計画（原則10年間）の策定を求めました。これに従い静岡県では、県内市町と合意形成を図りながら、上記計画となる「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」を策定しました。このマスタープランでは、下田市・南伊豆町・松崎町・西伊豆町の1市3町の広域化等を推進しています。

令和3年9月に、1市3町にて、「南伊豆地域広域ごみ処理基本構想」を策定し、施設整備の方向性及び全体で取組む排出抑制・リサイクルに対する姿勢を設定。令和5年3月には「広域ごみ処理施設整備基本計画」を策定し、焼却施設と資源化施設からなる新しいごみ処理施設の基本方針を定めました。

本市のごみ焼却施設は運転開始から42年が経過しており、老朽化が進んでいます。

2001（平成13）年3月に排ガス高度処理施設及び灰固形化施設の整備、2007（平成19）年度及び2008（平成20）年度には焼却炉の改良工事を行い、2029（令和11）年度及び2032（令和14）年度に供用開始が予定されている新しいごみ処理施設整備までは本施設を活用していく方針です。

最終処分場は1970（昭和45）年4月に埋立開始、2007（平成19）年度に埋立終了、2009（平成21）年度に廃止しています。新しい処分場については用地が確保できないことから整備せず、焼却灰の資源化を図りつつ、民間の資源化業者及び処分業者への委託により適切な資源化・最終処分を確保するものとします。

第2節 目標年次

本計画は、2018（平成30）年度を初年度とした15年の計画とし、目標年次は2032（令和14）年度と定めます。なお、今回（2024（令和6）年度）の改訂は、策定から約5年が経過したことによる中間見直しです。また計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は改めて見直しを行うこととします。

第3節 ごみの排出の現況

1. ごみ処理の現況

1) ごみ処理の経緯

本市では、市内で排出されたごみを下田市営じん芥処理場で処理しています。

下田市営じん芥処理場は、1982（昭和57）年3月から稼働開始しており、2001（平成13）年に排ガス高度処理施設及び灰固形化施設の整備、2007（平成19）年度及び2008（平成20）年度には焼却炉の改良工事を行いました。

下田市最終処分場は1970（昭和45）年4月に埋立を開始、2007（平成19）年度に埋立終了、2009（平成21）年度には廃止しており、現在、処理残渣は民間への委託により処分しています。

2) ごみ処理体系

(1) 排出抑制

生ごみ処理機器による自家処理と資源ごみの拠点回収及び集団回収が行われています。

(2) 収集・運搬

家庭系一般廃棄物は、可燃ごみ、資源ごみ（スチール缶・アルミ缶、無色びん・茶色びん・その他色びん、ペットボトル、新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・雑がみ、ガラス・陶器、蛍光灯・電球、乾電池、金属くず、廃食用油（植物性）、小型粗大ごみなど）を分別収集しています。

このほか、古着及び小型家電について拠点回収を行っており、2022（令和4）年度からは布団のリユース、2023（令和5）年度からは食品ロス削減の立場からフードドライブの拠点回収を実施、2024（令和6）年度からは雑がみ、ダンボールの拠点回収も開始しました。

パソコンは、パソコンメーカー等による回収のほか小型家電リサイクルとして、小型家電回収ボックスか下田市営じん芥処理場に自己搬入としています。

粗大ごみ及び事業系一般廃棄物は、下田市営じん芥処理場に自己搬入するか、一般廃棄物の収集運搬許可業者への委託による収集・搬入としています。

(3) 中間処理

可燃ごみは下田市営じん芥処分場で焼却処理しています。

粗大ごみからの資源回収は、市営のストックヤードまたは民間業者委託により行っています。

(4) 最終処分・資源化

焼却残渣及び焼却時に生じるばいじんは、民間業者委託により委託処分しています。また、資源ごみの資源化は民間委託により行っています。

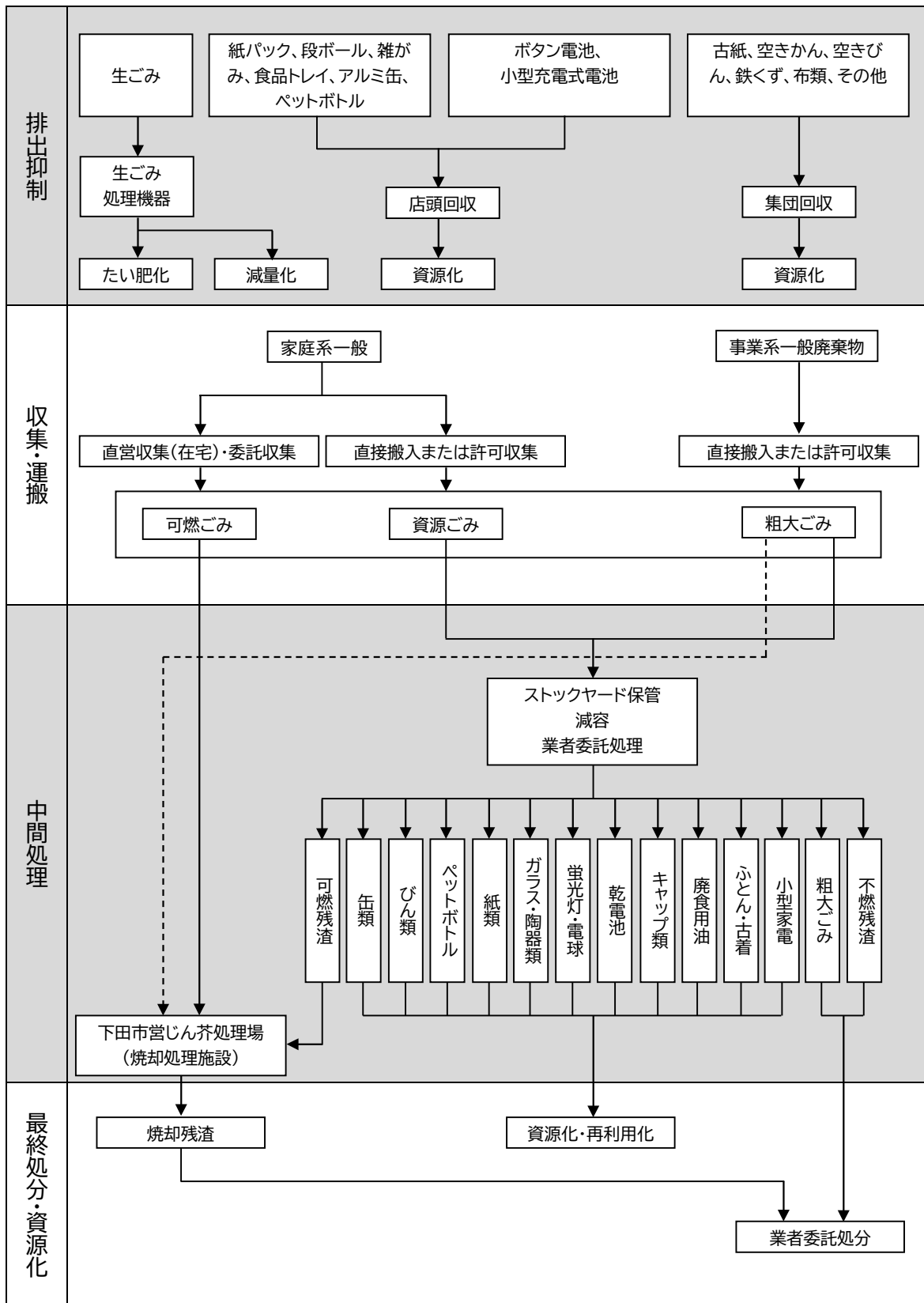


図 2-3-1 ごみ処理・処分フロー

3) ごみ処理量及びごみの性状

(1) ごみ排出量及び1人1日平均ごみ排出量

ごみ総排出量の実績及び1人1日あたりごみ総排出量は表2-3-1に示すとおりです。人口は減少傾向にあり、それに伴ってごみの総排出量も減少傾向にあります。また、1人1日あたりごみ総排出量も減少傾向で、市民のごみに対する意識の高まりがうかがえます。ただし、粗大ごみは直近2年度で大幅な上昇を示しております。これは破砕が必要な剪定枝の区分を粗大ごみに変更したためです。

表2-3-1 ごみ排出量及び1人1日平均ごみ排出量の実績

年度		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
行政区域内人口(人)		21,937	21,492	21,080	20,734	20,287	19,963
一般ごみ	収集(t)	4,247.3	4,150.3	3,997.0	3,892.6	3,856.8	3,607.3
	持込(t)	4,726.6	4,496.3	3,678.6	3,637.6	3,501.7	3,374.9
	合計(t)	8,973.9	8,646.6	7,675.6	7,530.2	7,358.5	6,982.2
粗大ごみ	持込(t)	176.2	156.5	213.3	193.8	355.7	348.0
古紙	持込(t)	98.3	144.2	142.0	148.3	123.5	100.3
リサイクル 分別ごみ	収集(t)	616.1	602.6	635.1	597.5	600.6	563.3
集団回収(t)		210.7	189.0	73.0	78.4	73.5	62.4
ごみ総排出量(t)		10,075.2	9,738.9	8,739.0	8,548.2	8,511.8	8,056.2
1人1日あたりごみ 総排出量(g/人・日)		1,258.3	1,241.5	1,135.8	1,129.5	1,149.5	1,105.6

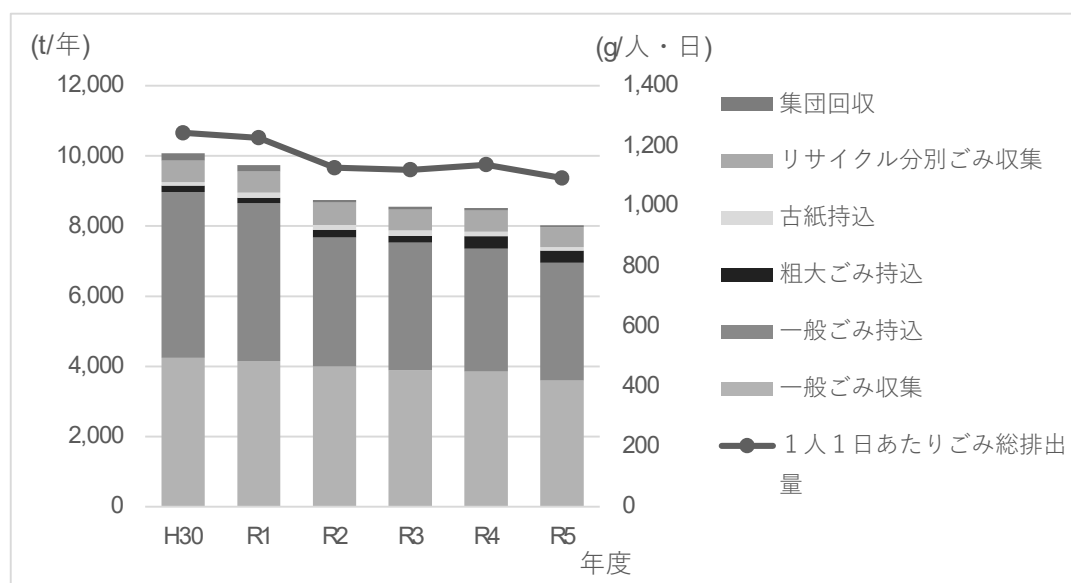


図2-3-2 ごみ排出量及び1人1日平均ごみ排出量の実績

(2) リサイクル分別ごみの品目別収集量

リサイクル分別ごみの収集量は表 2-3-2 に示すとおりです。収集量は減少傾向ですが、人口の減少や、販売店の店頭回収、民間業者による古紙等の拠点回収の利用が進んだことによる影響が考えられます。

表 2-3-2 リサイクル分別ごみの品目別収集量の実績

年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
ペットボトル(t)	32.1	31.3	30.5	29.5	29.7	29.4
びん(t)	106.0	102.3	100.9	96.1	92.4	89.3
ガラス陶器類(t)	43.72	43.2	45.6	44.2	40.4	37.5
アルミ缶(t)	14.2	13.9	15.2	14.3	15.1	14.5
スチール缶(t)	22.3	21.0	21.0	18.7	17.7	16.2
乾電池(t)	5.8	6.4	6.2	6.3	5.7	5.3
蛍光灯(t)	2.3	2.2	2.3	2.0	2.0	1.9
食用油(t)	7.1	7.6	7.6	7.3	6.5	6.0
小型粗大(t)	94.8	97.8	102.1	94.8	88.7	82.1
古紙(t)	287.8	276.8	304.1	284.2	302.4	281.1
合計(t)	616.12	602.5	635.5	597.4	600.6	563.2

表 2-3-3 リサイクル分別ごみ びんの内訳

年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
無色びん(t)	47.8	47.2	47.1	44.2	41.4	40.4
茶色びん(t)	35.3	33.4	31.8	30.1	29.0	28.9
その他色びん(t)	22.9	21.7	22.0	21.8	22.0	20.0
小計(t)	106.0	102.3	100.9	96.1	92.4	89.3

表 2-3-4 リサイクル分別ごみ 古紙の内訳

年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
ダンボール(t)	78.9	76.9	85.0	82.3	84.8	79.8
新聞(t)	122.2	108.9	117.0	106.1	109.3	100.1
雑誌(t)	83.2	86.6	98.2	91.7	101.6	94.3
紙パック(t)	0.8	1.0	0.8	1.1	1.4	0.9
雑がみ(t)	2.7	3.4	3.1	3.0	5.3	6.0
小計(t)	287.8	276.8	304.1	284.2	302.4	281.1

(3) 集団回収量

集団回収量の実績は表 2-3-5 に示すとおりです。コロナ禍による集団回収が取りやめられて以降、減少傾向が続き、2023（令和 5）年度の回収量は 62.4t/年でした。

表 2-3-5 集団回収量の実績 (単位：t)

年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
新聞紙	116.2	102.7	33.9	37.6	29.8	28.6
ダンボール	36.0	29.8	14.1	20.0	17.9	17.3
雑誌	45.7	45.5	19.8	16.2	21.7	11.6
布	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
アルミ	9.6	8.8	4.7	4.3	4.0	4.8
鉄類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
びん	3.2	1.6	0.3	0.3	0.0	0.0
その他	0.0	0.6	0.2	0.0	0.0	0.0
合計	210.7	189.0	73.0	78.4	73.5	62.4

(4) ごみの性状

近年における可燃ごみの性状は表 2-3-6 に示すとおりです。

三成分では水分が約 50%を占めており、6 種類組成の厨芥類が主な原因と考えられます。ごみを焼却する際に水分が多いと重油の使用料増加に繋がるため、水切りの徹底が必要です。6 種類組織値では紙・布類が多く、分別回収の普及・促進が求められます。

表 2-3-6 ごみ質調査結果

区分		年度	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
三成分 (%)	水分		52.8	53.3	53.8	52.6	51.4
	灰分		4.2	6.5	4.7	4.7	4.7
	可燃分		43.0	40.2	41.5	42.7	43.9
	計		100	100	100	100	100
6種類組成値 (%)	紙・布類		45.5	51.4	45.9	41.9	49.0
	ビニール・合成樹脂		23.4	19.6	16.9	19.0	18.8
	木・竹・わら類		10.6	3.7	11.7	9.7	10.9
	厨芥類		14.9	22.2	17.1	19.8	15.0
	不燃物類		0.9	0.8	2.6	1.0	0.9
	その他		4.7	2.3	5.8	8.7	5.4
	計		100	100	100	100	100
単体体積重量 (kg/m ³)			238	238	240	245	208
低位発熱量 (実測値 KJ/kg)			6,765	6,233	6,463	6,720	6,988

4) 排出抑制・再資源化

(1) 生ごみの堆肥化・減量化

家庭から出る生ごみの自己処理を推進し、ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機器購入費に補助を行っています。

補助事業は2007（平成19）年度から実施しており、補助件数は当初、低迷しておりましたが、2022～2023（令和4～5）年度は申請件数が増加しました。

なお、2023（令和5）年度に、キエーロ（黒土を利用した生ごみ処理器）の普及拡大のための施策として、市民を対象としたモニター募集を実施しました。今後もこうした取組の普及・促進を図ります。

表 2-3-7 家庭用生ごみ処理機器購入補助実績

	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
補助件数 (件数)	3	2	2	2	10	10

(2) 集団資源回収

古紙（新聞、雑誌、ダンボール）、空き缶、空きびん、布等の資源を回収する団体に対し、1991（平成3）年度から奨励金を交付しています（奨励金：3円/kg）。

(3) 資源ごみの分別収集

缶類（スチール、アルミ）、びん類（無色、茶色、その他）、ペットボトル、古紙類（新聞紙、雑誌、ダンボール、雑がみ等）等の資源ごみを分別収集しています。

また、搬入された粗大ごみの中から資源を選別しています。

(4) その他

- ・スーパー等の店頭で牛乳パック、発泡スチロールトレイ等を回収しています。
- ・商店での過剰包装の自粛協力をお願いしています。
- ・買い物時のマイバッグ持参運動を推進しています。

(5) 資源化量

資源化量の実績は表 2-3-8 に示すとおりです。

資源化量は増減を繰り返していますが、ごみ総排出量に対する資源化率は、大局で見ると増加傾向にあります。

表 2-3-8 資源化量の実績

		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
ごみ総排出量(t)		10,075.2	9,738.9	8,739.0	8,548.2	8,511.8	8,056.2
粗大ごみからの 金属回収量(t)		172.0	141.5	197.1	172.2	130.1	172.2
売却量	アルミ(t)	20.5	20.3	18.6	20.3	21.1	19.8
	スチール(t)	59.0	58.2	54.8	54.8	43.5	32.1
	古紙(t)	476.8	488.7	494.3	473.9	483.0	439.5
	機密文書	0.0	34.4	25.7	34.6	36.5	42.4
	古着類(t)	30.1	42.8	41.3	43.5	47.3	35.8
	布団(t)	0.0	0.0	0.0	0.0	24.5	15.6
	廃食用油(t)	10.4	11.9	12.1	11.0	11.1	10.3
	プラスチック(t)	0.6	0.7	0.5	0.4	0.4	0.4
	小型家電(t)	3.7	3.7	4.4	3.5	3.1	2.6
	小計(t)	601.1	660.7	651.7	642.0	670.5	598.5
再商品化量	無色びん(t)	87.8	97.6	85.2	74.0	72.8	69.4
	茶色びん(t)	69.0	59.5	51.2	39.1	43.2	47.7
	その他色びん(t)	70.0	75.6	61.3	56.9	62.0	63.7
	リターナブルびん(t)	0.0	0.0	0.0	0.0	8.4	10.0
	ペットボトル(t)	47.1	45.2	41.1	41.0	38.9	36.4
	その他(t)	24.0	28.3	35.8	34.6	31.9	33.5
	小計(t)	297.9	306.2	274.6	245.6	257.2	260.7
集団回収量	新聞紙(t)	116.2	102.7	33.9	37.5	29.7	28.6
	ダンボール(t)	36.0	29.8	14.1	20.0	17.9	17.3
	雑誌(t)	45.7	45.5	19.8	16.2	21.7	11.6
	布(t)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	アルミ(t)	9.6	8.7	4.7	4.3	4.0	4.8
	鉄類(t)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
	びん(t)	3.2	1.6	0.3	0.3	0.0	0.0
	その他(t)	0.0	0.6	0.2	0.0	0.0	0.0
	小計(t)	210.7	188.9	73.0	78.3	73.4	62.4
資源化量合計(t)	1,281.7	1,297.3	1,196.4	1,138.1	1,131.2	1,093.8	
資源化率(%)	12.7%	13.3%	13.7%	13.3%	13.3%	13.6%	

5) 収集・運搬

(1) ごみの分別区分

2024（令和6）年度における分別区分は以下の通りです。

表 2-3-9(1) ごみの分別区分（収集・回収するもの）

分別の区分	対象物	出し方
可燃ごみ	○生ごみ ○プラスチック・ビニール類 ○落ち葉 ○紙くず ○ゴム・皮革類 など	・市指定のごみ袋に入れる。 ・指定袋には区名・氏名を記入。 ・生ごみはよく水を切る。 ・スーパー等のレジ袋はごみ袋として使えない。 ・金属類等分解できるものは取り外す。
リサイクル分別ごみ	缶	○スチール缶 ○アルミ缶 【青コンテナ（大）】 ・水洗いする。 ・スチール缶とアルミ缶を分ける。 ・アルミは軽くつぶしてから出す。 ・スプレー缶は使いきる。
	びん	○無色びん ○茶色びん ○その他色びん 【青コンテナ（小）】 ・飲料・食品のびんに限る。 ・水洗いし、キャップを取り、色別に分けて出す。
	ペットボトル	○ペットボトル 【ペットボトル回収袋】 ・ラベルを剥がし、キャップを取る。 ・水洗いをして軽くつぶす。
	古紙	○新聞（折込チラシ含む） ○雑誌（図書・カタログ等含む） ○ダンボール ○牛乳等紙パック ○雑がみ ・種類ごとに白紙ひもで十文字にしぼる。 ・ビニールひもは不可。 ・カタログ等のビニールは取る。 ・紙パックは水洗いし、切り開き、乾かす（内側が銀色のものは不可、プラスチックの注ぎ口はとる）。
	ガラス	○ガラスなど 【グレーコンテナ】
	陶器	○陶器 【グレーコンテナ】
	蛍光灯・電球	○蛍光灯・電球 ・元々入っていたケースか透明ビニール袋に入れて出す。
	乾電池	○乾電池 【乾電池用容器】 ・ボタン電池は回収協力店へ。 ・鉛バッテリーは販売店で回収。
	金属くず	○キャップ、王冠、クギ、釣針、カミソリの刃など 【金属くず用容器】
	廃食用油（植物性）	○廃食用油（植物性） ・元々入っていたプラスチックボトルかペットボトルに入れて出す。 ・ラード・石油系は不可。
小型粗大ごみ	○小型粗大ごみ 【グレーコンテナ】 ・50cm四方以内。	
古着	○再利用できる衣類全般 【収集・拠点回収】 ・透明・半透明のビニール袋に入れ、袋の口をしぼって出す。 ・再利用できる布・革製の靴（組にしてひも等で束ねる）、ベルト、バッグ、帽子、ぬいぐるみなども可。	
小型家電	○回収ボックスの投入口（幅30cm×縦14cm）に入る家庭で使用した家電製品 【拠点回収】	
ふとん	○ふとん ・汚れているものは可燃ごみへ。	

表 2-3-9(2) ごみの分別区分 (その他のもの)

分別の区分	対象物	出し方
粗大ごみ	○指定袋に入らない大型可燃ごみやおおむね 50cm 四方を超える不燃系ごみ (カーペット類、庭木など、家具、家電製品、ストーブ、ガスコンロなど、自転車、金属類)	【清掃センター自己搬入か収集運搬許可業者へ依頼】
家電リサイクル対象物	○エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫、保冷庫含)、洗濯機・衣類乾燥機	・原則として購入した店か買い替える店での引取(有料)。 ・引き取り業者へ配送
パソコン	○パソコン	・パソコンメーカー等による回収。 ・小型家電として回収。 ・引き取り業者へ配送

(2) 収集・運搬車輛

表 2-3-10 収集・運搬車輛 (2023 (令和 5) 年度)

区分	直営分	委託業者分	許可業者分
収集車	3 台 (6 t)	5 台 (10t)	22 台 (44t)
運搬車	2 台 (4 t)	6 台 (12t)	34 台 (68t)

(3) 収集区域

下田市全域を収集区域としています。

(4) 収集頻度等

収集頻度は、可燃ごみ 2 回/週、リサイクル分別ごみが 2 回/月であり、自治会ごとにステーションに出す排出時間が異なります。

下田市営じん芥処理場(清掃センター)に自己搬入する場合は、「可燃ごみ」「リサイクル分別ごみ」「古着類」「古紙類」「粗大ごみ」に分けて持ち込みます。

(受付時間：月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から午後 4 時 00 分、土曜日の午前 8 時 45 分から午前 11 時 30 分)

(5) 市では収集処理ができないもの

以下のごみについては、収集処理を行わず、自己搬入もできません。

排出者が販売店、専門の処理業者、産業廃棄物処理業者に相談・依頼して処理を行います。

- ① 他市町村で発生したごみ
- ② 処理困難物等 (バッテリー、タイヤ、消火器、ペンキ、バイク、農薬・劇薬、自動車部品、耕運機、耐火金庫、ピアノ、衛生陶器、がれき類等)
- ③ 産業廃棄物

6) 中間処理

可燃ごみは、下田市営じん芥処理場のごみ処理施設で焼却処理しています。

可燃ごみとして収集・持込されたごみのほか、粗大ごみ等の処理過程で出た可燃物についてもあわせて焼却処理し、減容化・安定化を行っています。

表 2-3-11 ごみ焼却量の実績

年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	
焼却処理量(t)	9,176.9	8,521.4	7,996.5	7,920.3	7,653.2	7,369.8	
残渣量	焼却灰(t)	780.1	775.0	727.4	695.5	682.7	637.8
	ばいじん(t)	309.0	266.3	231.1	231.3	224.4	209.6
	灰計(t)	1,089.1	1,041.2	958.5	926.8	907.1	847.4
	残渣率(%)	11.9%	12.2%	12.0%	11.7%	11.9%	11.5%

7) 最終処分

本市の一般廃棄物最終処分場は廃止したため、現在中間処理で発生した残渣（焼却灰及びばいじん）は全量を民間業者への委託により処分しています。

8) ごみの処理経費

ごみ処理経費の推移は表 2-3-12 に示すとおりです。

2022（令和4）年度におけるごみ1tあたりの処理経費は45,959円、市民1人あたりのごみ処理経費は19,283円でした。

表 2-3-12 ごみ処理経費の推移と内訳

（単位：千円）

年度	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)		
処理及び維持管理費	人件費	131,009	121,247	104,489	106,018	
	処理費	収集運搬費	4,641	3,664	4,748	5,033
		中間処理費	140,010	140,427	5,994	459
	車両等購入費	0	0	0	0	
	委託費	収集運搬費	78,577	75,283	39,967	69,716
		中間処理費	23,291	47,383	199,756	168,302
		最終処分費	37,798	35,232	33,995	37,275
		その他	21,939	19,358	6,811	4,391
	小計	437,265	442,594	395,760	391,194	
	建設改良費	0	0	0	61,100	
その他	15,987	14,879	15,421	16,309		
合計	453,252	457,473	411,181	468,603		

表 2-3-13 ごみ処理単価

年度	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
ごみ処理及び維持管理費(千円)	437,265	442,594	395,760	391,194
ごみ総排出量(t/年)	9,739	8,739	8,548	8,512
1t 当たりごみ処理費(円)	44,899	50,646	46,297	45,959
処理区域内人口(人)	21,492	21,080	20,734	20,287
1人 当たりごみ処理費(円)	20,345	20,996	19,087	19,283

9) ごみ処理技術の動向

現在採用可能な代表的なごみ処理技術の概要を以下に示します。

ごみ処理技術については技術革新が進んでいることから、計画期間も継続して調査・研究を継続していきます。

(1) 収集運搬技術

ごみの収集運搬システムにおいて検討する構成要素と、その選択肢は表 2-3-14 に示すとおりです。

ごみの分別区分や品目ごとに、また排出容器と組み合わせて、より効率的な収集運搬を行うことが求められます。

表 2-3-14 ごみ収集の構成要素と選択肢

構成要素	選択肢
収集場所	個別収集 ステーション収集 ・ 個別の容器 ・ 小型コンテナ ・ 大型コンテナ ・ 貯留排出機 その他
収集機材	機械式収集車(パッカー車) ダンプ車 機械積込式収集運搬車 アタッチメント付き収集車(コンテナから回収用) コンテナ自動車
作業班編成方法	運転手1名、作業員2名 運転手・作業員合わせて2名
ごみ排出容器	指定なし 指定あり ・ プラ袋 ・ 透明プラ袋 ・ 紙袋 ・ ポリバケツなど
積替輸送	積み替えせず輸送 大型輸送車に路上積み替え 中継輸送施設で積み替え

(2) 中間処理（可燃ごみの処理）の概要

循環型社会形成推進基本法（2000（平成12）年6月2日法律第110号）では、適正な物質循環の確保に向け、廃棄物等に対して①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分という優先順位を定めています。

現在、循環型社会の形成における、可燃ごみ処理施設の位置づけは、④熱回収にあたります。

そのため、可燃ごみ処理施設の整備にあたっては、各種施策により、できるだけ「発生抑制」、「再使用」、「再生利用」を推進するとともに、それでも排出され、処理せざるをえない廃棄物に対して適正な処理と高効率の熱回収ができる施設を整備することが求められます。

可燃ごみの焼却処理は、衛生的であり、減量・減容化効果が高いため、これまで一般的な処理方式として普及してきました。

処理可能な廃棄物の範囲が広く、可燃ごみだけでなく、汚泥等の混焼も可能であり、また、焼却処理に伴う熱エネルギーも活用可能という特長があります。

一方で、排ガス中の有害物質の除去、悪臭防止、焼却残渣の適正な処分といった対策が必要な施設です。

現在は、可燃ごみの処理と同時に、資源の回収や、残渣の資源化、さらなるエネルギー回収を図るため、図2-3-3に示す様々な処理方式が開発されています。

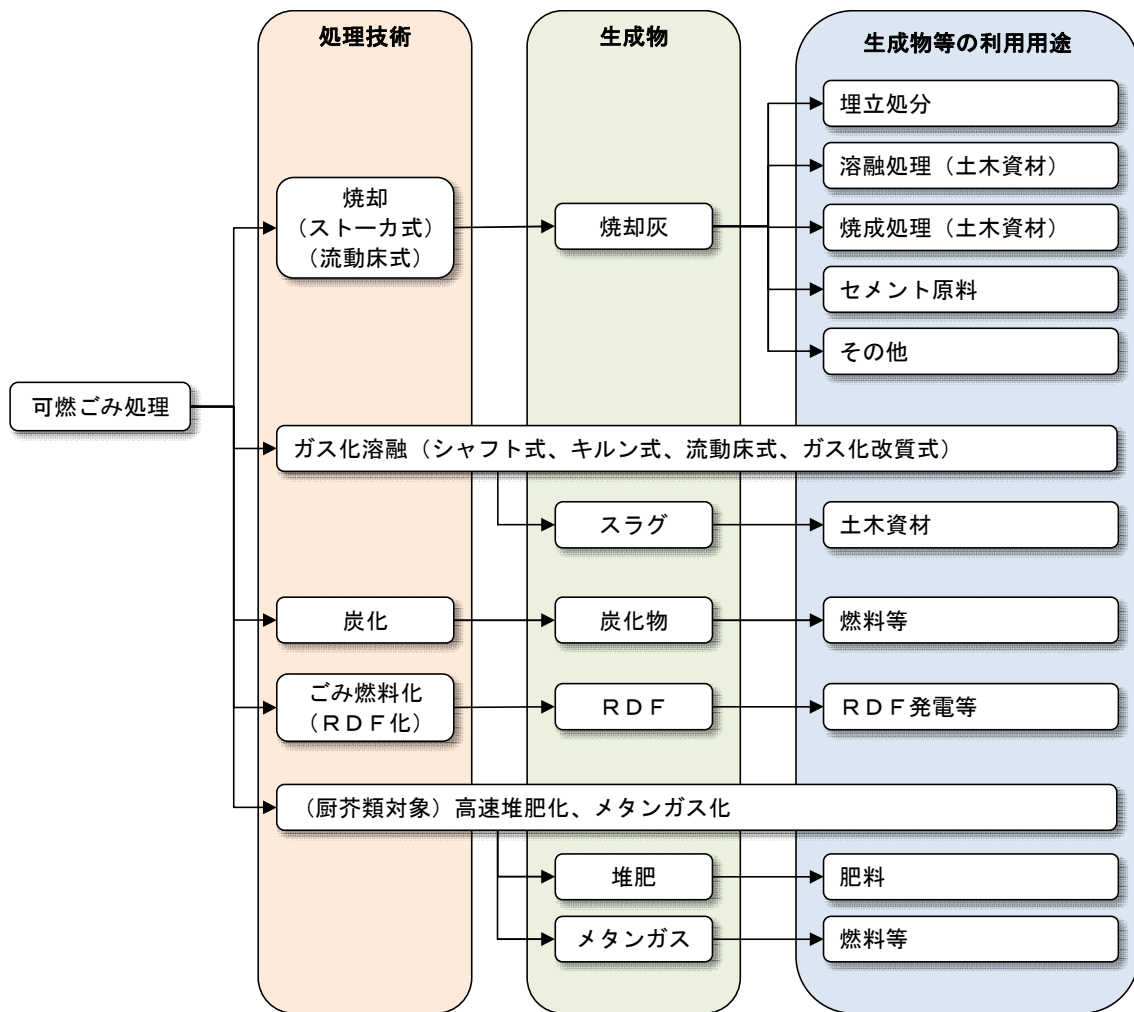


図 2-3-3 可燃ごみの処理方式

(3) 最終処分技術

最終処分とは、家庭や事業所等から排出されるごみを資源回収や減容・減量化などの中間処理を経た後に、衛生的に生活環境を保全しながら埋め立てることです。

埋立処分される廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、有害物質が基準を超えて含まれる燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さいなどの有害な産業廃棄物を埋め立てる「しゃ断型処分場」、廃棄物の性質が安定している廃プラスチック類などを埋め立てる「安定型処分場」、しゃ断型、安定型の処分場の対象外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋め立てる「管理型処分場」の3種類に分けられます。

埋立処分技術として、従来は、上部が開放された構造による準好気性埋立方式（オープン型）が主流でしたが、近年、自然条件に左右されないことを目的としたクロードシステム最終処分場の採用も増えています。

クロードシステム最終処分場は自然条件の人為的な制御の他に、埋立地の外観が見えないことから従来の最終処分場のイメージを解消できることや処分場の地域融和として上部の覆蓋を利用した施設を地域住民へ開放することも可能です。しかし、従来のオープン型最終処分場と比べて、建設費用が割高になる傾向があります。

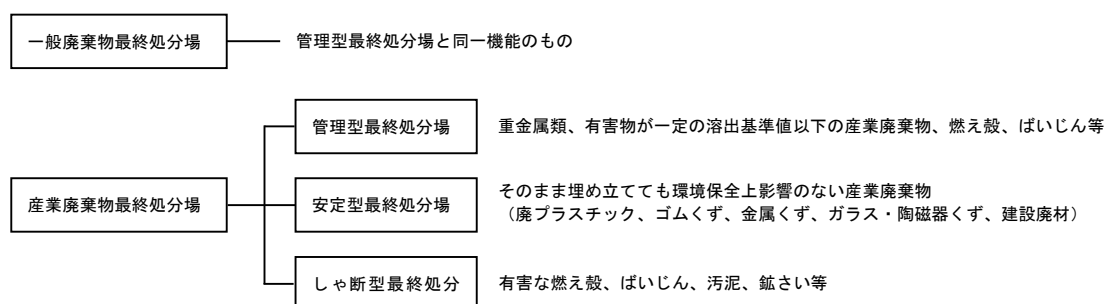


図 2-3-4 最終処分場の種類

10) ごみ処理に関する課題

現況を踏まえ、ごみ処理に係る課題を以下に示します。

(1) ごみの減量化に関する課題

ごみの排出量は、2018（平成 30）年度は 10,075.2 t/年、2023（令和 5）年度は 8,023.1 t/年であり、約 20.4%と削減が進みました。

削減が進んだ要因としては人口減少も考えられますが、1人1日当たりごみ排出量も 2018（平成 30）年度の 1,243.8 g/人・日から 2023（令和 5）年度の 1,093.6 g/人・日（2018（平成 30）年度比約 12.1%減）と削減されており、市民と行政の協力により、ごみの排出削減が進められたことも大きく影響したと考えられます。

また、前回の一般廃棄物処理基本計画（2018（平成30）年8月）の目標「1人1日当たりのごみ排出量を、2016（平成28）年度比で約13.2%削減（1,041g/日）」を達成しています。しかし、2021（令和3）年度における静岡県全体での1人1日当たりごみ排出量は843g/人・日（全国平均では890g/人・日で、静岡県は少ない方から7位）であり、観光地であることを考慮しても削減の余地はまだ残っているといえます。

(2) 資源化

2018（平成30）年7月より、新たに雑がみの回収を開始し、2023（令和5）年度は3.1tの回収実績となりました。しかし、家庭ごみの中に、まだ多くの資源が混入していると考えられます。そのため2024（令和6）年度から雑がみ、ダンボールの拠点回収を始めましたが、回収に向けて一層の取組が求められます。

(3) 収集・運搬

市民にとって、より確実で、安全、衛生的な収集・運搬の確保が必要です。

(4) 中間処理

新しい施設の整備を計画どおりに実施するとともに、それまで現有施設を維持する必要があります。

(5) 最終処分

焼却残渣等の資源化を図りつつ、長期に安定した最終処分体制を確立していく必要があります。

(6) ごみ処理経費

収集・運搬、中間処理、最終処分の各工程を改善し、更なる経費節減に努める必要があります。

(7) 情報提供

一般廃棄物処理に関する様々な情報が、市民から求められています。

(8) 災害ごみ対策

災害発生時には家屋の倒壊、水害・火災などにより短期間で大量の廃棄物が発生します。

災害から生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため、災害廃棄物の一時保管・選別・処理・処分の体制を整えることが求められます。

(9) 不法投棄対策

下田市は山地が多く、その山地内に道路が整備されていることから廃棄物が不法投棄されやすい状況にあると言えます。

不法投棄は、土壌や地下水に対して大規模かつ長期的な被害をもたらす、河川や海洋汚染の一因となることが考えられることから、監視等の対策を進めることが求められます。

(10) 適正処理困難物への対応

家電リサイクル法など法に基づいて回収する廃棄物等のほか、処理作業に危険が伴うもの、有害物質を含むものについては、本市において適正な処理を行うことができません。

これらについて、収集しないこと、受け付けないことや適正な処分方法を周知し、徹底を図ることが求められます。

(11) 在宅医療廃棄物

高齢化の進行と関連して、在宅医療廃棄物（使用済注射器、輸液用バッグ、チューブ類、カテーテル類等）の量が増加することが想定されます。

「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き（2008（平成20）年3月）」等を踏まえ、これらの廃棄物の取扱いについて検討し、市民に分かりやすく周知を図る必要があります。

(12) 業務士の減少

場内で作業を行う業務士の高齢化及び減少により、人手不足が深刻になりつつあります。2029（令和11）年度からはごみ処理の広域化に伴い、業務が組合に移管する予定であり、それまでの期間は職員が一部作業を補助する、臨時の業務士の雇用を手配する等の必要があります。

2. ごみ処理量の予測

1) ごみ処理体系

(1) 排出抑制

生ごみ堆肥化容器等による自家処理、資源ごみ集団回収、事業者自己処理原則に基づく排出抑制を行っていきます。

なお、生ごみの堆肥化については、引き続き処理機器の補助制度を行います。

(2) 収集・運搬

家庭系一般廃棄物は、可燃ごみとリサイクル分別ごみに分別収集します。

粗大ごみは直接搬入又は許可業者による搬入とします。

事業系から出る産業廃棄物以外のごみは、可燃ごみと不燃ごみに分別し、事業者による直接搬入及び許可業者による搬入を継続します。

(3) 中間処理

新しいごみ処理施設が整備されるまでの間、可燃ごみは下田市営じん荼処理場で焼却処理を継続していきます。

(4) 最終処分・資源化

焼却残渣、不燃残渣、粗大ごみ処理残渣はリサイクル処理を検討しつつ、民間処理業者への委託処分を継続します。

資源ごみの資源化及び粗大ごみからの資源回収も、新しいごみ処理施設が整備されるまでの間、民間業者への委託を継続していきます。

2) 人口の予測

将来人口は、南伊豆地域広域ごみ処理基本構想と整合を取りました。

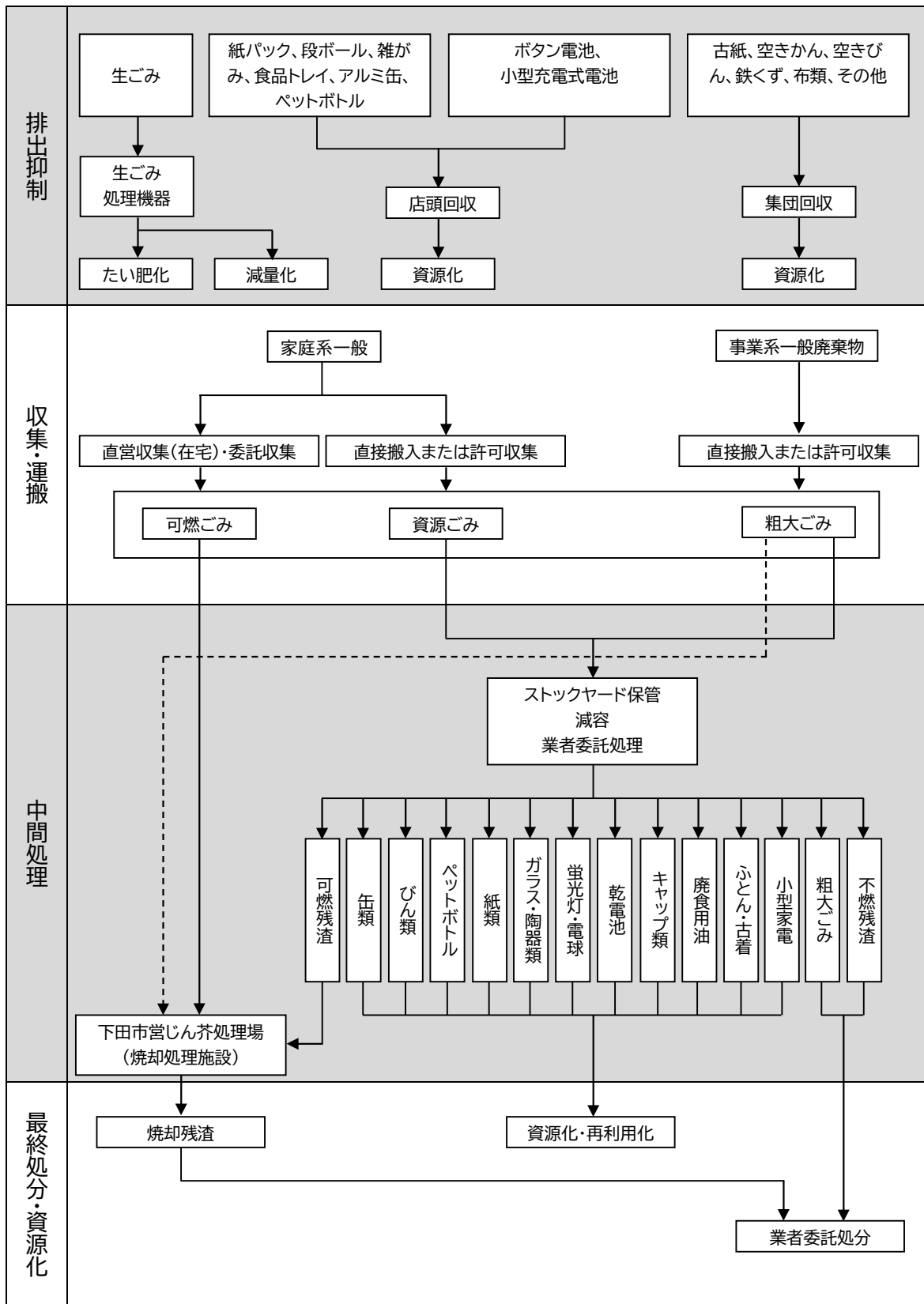


図 2-3-5 ごみ処理・処分フロー

3) ごみ発生量（趨勢）の予測

ごみ発生量（趨勢）とは、ごみの減量化施策を考慮しない場合の量であり、過去実績に基づき予測した数値のことです。

ごみの1人1日当たり排出量を、過去の実績に基づき、将来のトレンドを予測し、予測結果を将来人口で乗じ、発生量を算出しました。

現状の傾向のまま推移すると想定した場合の、1人1日あたりごみ総排出量は、2032（令和14）年度は1,068g/人・日であり、2023（令和5）年度の実績から36.9g/人・日削減されるというものでした。

ごみ総排出量は、これに人口減少の影響を加えるため、2032（令和14）年度の総排出量は、2023（令和5）年度実績から21.9%の削減となりました。

表 2-3-16 ごみ発生量（趨勢）の予測結果

年度		実績	予測			
		2023 (R5)	2026 (R8)	2028 (R10)	2030 (R12)	2032 (R14)
行政区域内人口（人）		19,963	18,429	17,656	16,882	16,134
一般ごみ	収集(t)	3,607.3	3,329.8	3,108.8	2,950.1	2,804.3
	持込(t)	3,374.9	3,463.1	3,119.3	2,850.9	2,605.5
	合計(t)	6,982.2	6,792.9	6,228.1	5,801.0	5,409.8
粗大ごみ	持込(t)	348.0	341.5	328.4	314.2	300.3
古紙	持込(t)	100.3	86.4	80.6	75.9	71.8
リサイクル 分別ごみ	収集(t)	563.3	532.3	509.5	486.7	464.6
集団回収(t)		62.4	54.6	51.8	49.4	47.1
ごみ総排出量(t)		8,056.2	7,807.7	7,198.4	6,727.1	6,293.7
1人1日あたりごみ総 排出量(g/人・日)		1,105.6	1,160.7	1,117.0	1,091.7	1,068.7

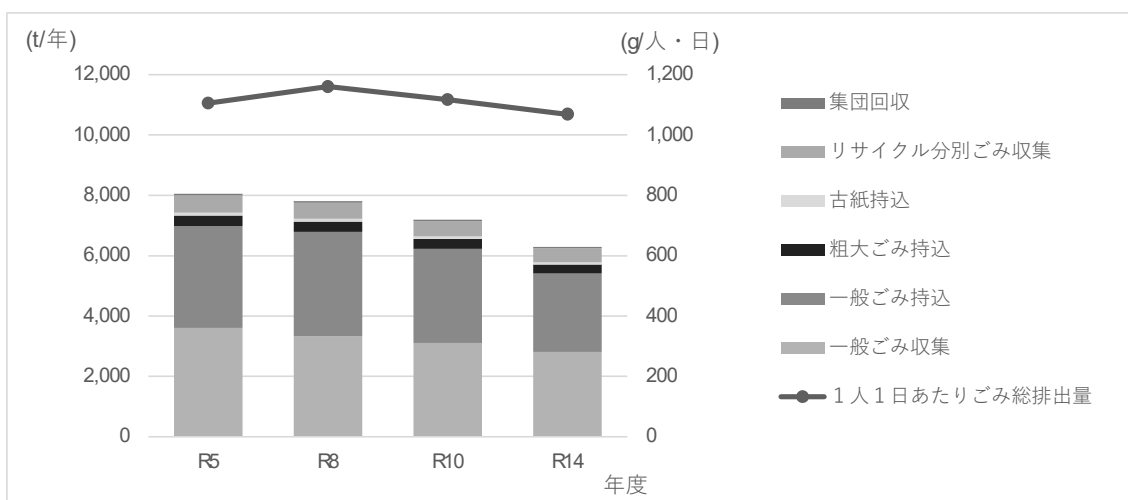


図 2-3-6 ごみ発生量の予測結果

4) ごみ排出量（排出削減後）

(1) ごみ総排出量

ごみの排出抑制に取組、排出量を削減した場合のごみの排出量を算出しました。算出に当たっては、南伊豆地域広域ごみ処理基本構想掲載の排出量の予測と整合を取りました。なお、2032（令和14）年度より容器包装プラスチックと製品プラスチックの収集を開始する予定のため、その分、リサイクル分別ごみの量が増加しています。

表 2-3-17 ごみ排出量の予測結果

年度		実績	予測			
		2023 (R5)	2026 (R8)	2028 (R10)	2030 (R12)	2032 (R14)
行政区域内人口（人）		19,963	18,429	17,656	16,882	16,134
一般ごみ	収集(t)	3,607.0	2,980.0	2,674.0	2,379.0	1,918.0
	持込(t)	3,375.0	3,472.0	3,218.0	2,964.0	2,710.0
	合計(t)	6,982.0	6,452.0	5,892.0	5,343.0	4,628.0
粗大ごみ	持込(t)	348.0	180.0	176.0	172.0	168.0
古紙	持込(t)	100.3	109.0	104.0	100.0	55.0
リサイクル分別ごみ	収集(t)	563.3	899.0	864.0	823.0	1035.0
集団回収(t)		62.4	162.0	153.0	141.0	129.0
ごみ総排出量(t)		8,056.0	7,802.0	7,189.0	6,579.0	6,015.0
1人1日あたりごみ総排出量(g/人・日)		1,105.6	1,159.9	1,115.5	1,067.7	1,021.4

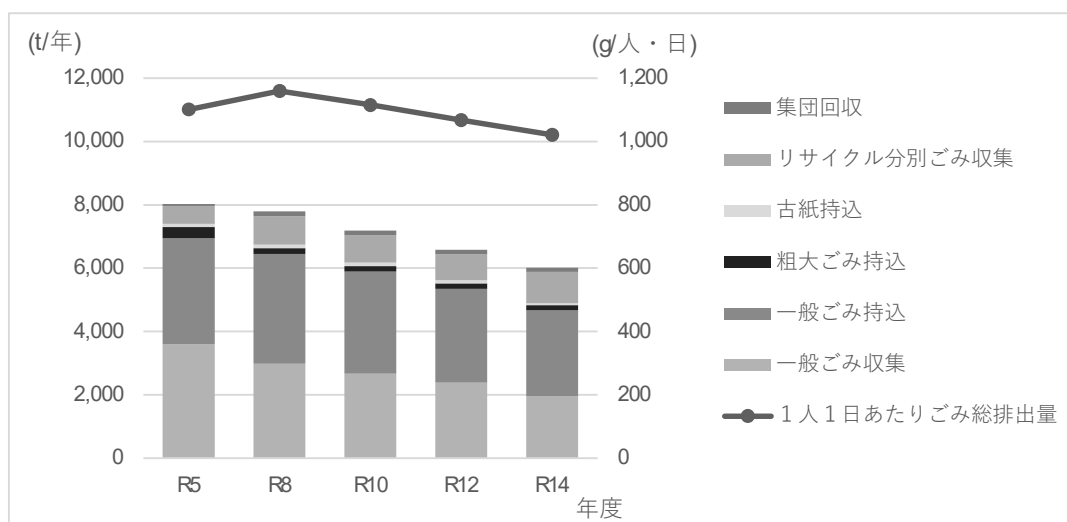


図 2-3-7 ごみ排出量の予測結果

(2) リサイクル分別ごみ収集量

リサイクル分別ごみ等の資源収集量・持込量は、各資源物の総量の予測結果から、実績に基づく項目別の割合で按分することで求めました。

表 2-3-18 リサイクル分別ごみ収集量の予測結果 (単位：t)

年度	実績	予測			
	2023 (R5)	2026 (R8)	2028 (R10)	2030 (R12)	2032 (R14)
ペットボトル	29.4	45.4	43.6	41.6	50.2
びん	89.2	145.9	140.2	133.6	161.3
ガラス類・陶器類	37.5	63.3	60.8	57.9	70.0
アルミ	14.5	21.7	20.9	19.9	24.0
スチール	16.2	29.0	27.9	26.6	32.1
乾電池	5.3	8.9	8.5	8.1	9.8
蛍光灯	1.9	3.2	3.0	2.9	3.5
食用油	6.0	10.5	10.0	9.6	11.6
小型粗大	82.1	139.2	133.8	127.4	153.9
古紙	281.1	432.0	415.2	395.5	477.7
金属くず	0.0	0.0	0.0	0.0	41.0
合計	563.2	899.0	864.0	823.0	1,035.0

(3) 集団回収量

集団回収量は、リサイクル分別ごみと同様に、予測された総量を項目別割合の実績により按分して求めました。

表 2-3-19 集団回収量の予測結果 (単位：t)

年度	実績	予測			
	2023 (R5)	2026 (R8)	2028 (R10)	2030 (R12)	2032 (R14)
新聞紙	28.6	67.0	64.0	55.0	47.0
ダンボール	17.3	34.0	32.0	31.0	29.0
雑誌	11.6	40.0	39.0	37.0	35.0
布	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
アルミ	4.8	7.0	6.0	6.0	6.0
鉄類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
びん	0.0	7.0	6.0	6.0	6.0
その他	0.0	7.0	6.0	6.0	6.0
合計	62.4	162.0	153.0	141.0	129.0

6) 中間処理量の予測

(1) 可燃ごみ焼却量

ごみの削減を進めた際のごみの焼却処理量と焼却処理残渣発生量は、南伊豆地域広域ごみ処理基本構想掲載の最終処分量目標値、過去5年間の実績（ごみ総排出量から集団回収量を除いた量に対する、焼却処理量の割合）、将来のごみ排出量（集団回収量を除く）より求めました。

表 2-3-20 焼却処理量の予測結果

年度	実績	予測				
	2023 (R5)	2026 (R8)	2028 (R10)	2030 (R12)	2032 (R14)	
焼却処理量(t)	7,369.8	7,015.2	6,460.6	5,911.5	5,404.7	
残渣量	焼却灰(t)	637.8	581.0	527.3	471.4	428.2
	ばいじん(t)	209.6	212.0	180.7	161.6	146.8
	灰計(t)	847.4	793.0	708.0	633.0	575.0
	残渣率(%)	11.5%	11.3%	11.0%	10.7%	10.6%

7) 最終処分量の予測

焼却処理で発生した残渣（焼却灰及びばいじん）については、一部資源化するほか埋立による最終処分を行います。2032（令和14）年度における残渣量は575tであり、2023（令和5）年度から32.1%の削減となります。

8) 資源化量の予測

資源化量については、南伊豆地域広域ごみ処理基本構想掲載の資源化率目標値と整合を取りました。2032（令和14）年度の資源化率は22.9%となり、2023（令和5）年度実績から9.3%向上するものとなっています。

表 2-3-21 資源化量及び資源化率の予測結果

	実績	予測			
	2023 (R5)	2026 (R8)	2028 (R10)	2030 (R12)	2032 (R14)
ごみ総排出量(t)	8,056.0	7,802.0	7,189.0	6,579.0	6,015.0
直接資源化量(t)	694.7	727.7	698.7	672.7	822.7
資源ごみ	694.7	727.7	698.7	672.7	802.7
アルミ缶	19.8	19.0	19.0	17.0	-
スチール缶	32.1	55.0	53.0	51.0	-
金属くず	-	-	-	-	41.0
ペットボトル	-	-	-	-	0.0
白色トレイ	-	-	-	-	0.0
無色びん	-	-	-	-	79.0
茶色びん	-	-	-	-	41.0
その他色びん	-	-	-	-	60.0
リターナブルびん	10.0	10.0	10.0	10.0	6.0
ガラス類・陶器類	85.4	85.0	83.0	80.0	77.0
ダンボール	146.0	154.0	150.0	146.0	141.0
新聞	122.1	90.0	80.0	71.0	68.0
雑誌	143.7	178.0	172.0	167.0	156.0
紙バック	0.9	7.0	6.0	6.0	6.0
雑がみ	26.9	7.0	6.0	6.0	6.0
機密書類	42.4	42.4	42.4	42.4	42.4
古着・古布	35.8	51.0	49.0	48.0	51.0
布団	15.6	15.6	15.6	15.6	15.6
小型家電	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7
食用油	10.3	10.0	9.0	9.0	9.0
有害ごみ	-	-	-	-	20.0
乾電池	-	-	-	-	9.0
蛍光灯	-	-	-	-	11.0
処理後資源化量(t)	336.7	411.0	400.0	380.0	428.0
資源となる焼却残渣	-	-	-	-	64.0
資源ごみ	217.2	389.0	379.0	360.0	364.0
アルミ缶	-	-	-	-	17.0
スチール缶	-	-	-	-	51.0
ペットボトル	36.4	40.0	39.0	38.0	36.0
容器包装プラスチック	-	-	-	-	112.0
製品プラスチック	-	-	-	-	37.0
無色びん	69.4	87.0	85.0	82.0	-
茶色びん	47.7	51.0	50.0	41.0	-
その他色びん	63.7	65.0	63.0	61.0	-
粗大ごみ処理後資源化	106.2	146.0	142.0	138.0	111.0
有害ごみ	13.3	22.0	21.0	20.0	-
乾電池	8.5	10.0	9.0	9.0	-
蛍光灯	4.8	12.0	12.0	11.0	-
集団回収量(t)	62.4	162.0	153.0	141.0	129.0
資源化量合計(t)	1,093.8	1,300.7	1,251.7	1,193.7	1,379.7
リサイクル率(%)	13.6%	16.7%	17.4%	18.1%	22.9%

第4節 ごみの処理主体

ごみの処理主体をごみの種類別、処理の区分別に表 2-4-1 に示します。

表 2-4-1 ごみの処理主体

処理の区分	ごみの種類	処理主体	備考	
収集運搬	可燃ごみ	可燃ごみは直営収集及び委託収集 資源ごみは委託収集 粗大ごみは直接搬入または許可業者による搬入	事業系一般廃棄物は直接搬入または許可業者による搬入	
	資源ごみ			缶（スチール・アルミ）
				びん（無色、茶色、その他）
				ペットボトル
				古紙
				ガラス・陶器など
				蛍光灯・電球
				乾電池
				金属くず
				廃食用油
				小型粗大ごみ
				古着
				小型家電
				容器包装プラスチック（R14～）
				製品プラスチック（R14～）
リターナブルびん（R14～）				
粗大ごみ				
拠点回収	小型家電	小型家電及び古着は委託処理	収集は直営	
	古着類			
中間処理	可燃ごみ	可燃ごみは下田市営じん芥処理場で焼却処理（直営） 資源ごみ、粗大ごみの選別資源化は直営または委託処理	ごみ焼却施設は新処理施設整備までの間稼働していく	
	資源ごみ			
	粗大ごみ			
最終処分・資源化	焼却灰、固化ばいじん	資源ごみ、処理残渣は業者委託処分	資源化先、最終処分先を安定的に確保する	
	資源ごみ			
集団資源回収	新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック	町内会、子供会等の団体	市は活動団体に対して奨励金を交付している	
	アルミ缶、リターナブルびん、その他			
自己処理	生ごみ	市民、事業者	堆肥化し、土壌還元している	

第5節 ごみ処理基本計画

1. 発生抑制・資源化計画

1) 発生抑制・資源化に関する目標

循環型社会形成推進基本法では、「循環型社会」を次のように定義しています。

[1]廃棄物等の発生抑制、[2]循環資源の循環的な利用及び[3]適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

その上で、廃棄物等の処理における優先順位を、[1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分と定めています。

日常生活及び事業活動に伴い排出されるごみは、収集されたのち、資源化及び適正処理を行います。しかし、循環型社会を構築する上では[1]発生抑制を最優先に取り組む必要があります。

次いで優先順位が高い[2]再使用、[3]再生利用についても、有限な資源を効率的に使用するとともに、処理・処分量を減らし、環境への負荷を低減するため、取組を進める必要があります。

法の理念、上位計画・関連計画を踏まえ、基本方針の実現のため、本計画の目標年次までに達成すべき数値目標を以下のとおり定めます。

この目標は、市民・事業者・市の協働により達成を目指します。

目標：ごみの排出について

2032（令和14）年度の市民1人1日当たりのごみ排出量は、2023（令和5）年度に対して7.6%削減し、1,021g/人・日を目標とします。

目標：ごみの再生利用について

資源の分別収集を進め、2032（令和14）年度における資源化率を22.9%以上にすることとします。

目標：ごみの最終処分について

2032（令和14）年度における最終処分量を575t以下にすることとします。

2) 排出抑制の方法

廃棄物処理法では、第2条の4、第3条、第4条の各条において、国民、事業者、国及び地方公共団体の責務をそれぞれ表2-5-1のとおり定めています。

以下、廃棄物処理法及びその他の関連法により定められた責務等を踏まえ、排出抑制に対する各主体の役割を示します。

表 2-5-1 廃棄物処理法における各主体の責務

主体	責務の内容	法律の該当箇所
国民の責務	「廃棄物の排出を抑制」、「再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図る」、「廃棄物を分別して排出」、「生じた廃棄物をなるべく自ら処分する」等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。	第2条の4
事業者の責務	①事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 ②事業活動に伴う廃棄物の減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等において製品、容器等が廃棄物となった場合において適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。 ③廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。	第3条
国及び地方公共団体の責務 (市のみ抜すい)	①市町村は、「区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り」、「一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努め」それとともに、「一般廃棄物の処理に関する事業の能率的な運営に努め」なければならない。 ②国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。	第4条

(1) 市民の役割

廃棄物処理法に定める責務のほか、循環型社会の形成に関する様々な法律の中で、ごみの発生抑制や資源の再利用・再生利用等について役割が示されています。

市民は、消費生活においては、商品を買う前、商品の選択・購入時、使用時、廃棄時の各段階において、環境保全を考慮し、できる限りごみを生じさせないライフスタイルに努める必要があります。

また、ごみの減量と資源の再利用・再生利用にむけた自主的な行動、そして市が実施する施策への協力と参加が求められます。

市民の役割

- ① 消費生活におけるごみ減量
 - ② 地域での取組への積極的参加
 - ③ 市の施策への協力・参加
-
- ① 消費生活におけるごみ減量
 - 商品を買う前
 - ・必要なもの、必要な量を考えます。
 - ・不要品交換、リサイクルショップを活用します。
 - 商品の選択・購入時
 - ・環境に配慮した商品を選ぶよう努めます。
(リサイクル製品、詰め替え品、リターナブル容器の商品、長期使用が可能な商品)
 - ・マイバッグを持参し、不要な袋を受け取らないようにします。
 - 商品の使用時
 - ・長く大切に使用します。
 - ・家電製品は最新型に買い換えることが省エネになる場合もありえます。
 - ・食品などは使いきる、食べきるよう努めます。
 - 商品の廃棄時
 - ・生ごみは堆肥化・減量化します。
 - ・チラシの裏、古布の再利用をします。
 - ・資源の店頭回収、分別排出します。
 - ・サーキュラーエコノミー（循環型経済）促進のため、適正な分別リサイクルに努めます。
 - ② 地域での取組への積極的参加
 - ・ごみに関する説明会へ参加します。
 - ・資源ごみ集団回収へ参加します。
 - ・フリーマーケット・バザー等を活用します。
 - ・家庭内で環境について話し合います。
 - ③ 市の施策への協力・参加
 - ・分別回収・収集へ協力します。
 - ・「可燃ごみ収集日程表・リサイクル分別収集予定表」に従って、分別の徹底に協力します。
 - ・資源類の分別回収が、円滑にかつ効率的に行われるように協力します。

(2) 事業者の役割

事業者に対しても、廃棄物処理法及びその他の法律で責務が定められています。

事業者は事業規模にかかわらず、環境及び資源の問題に配慮した事業活動を行い、市の施策に協力するとともに、廃棄物の減量化に努め、地域の一因としての役割を果たさなければなりません。

事業者の役割

- ① 自らの責任においての自己処理とサーキュラーエコノミー（循環型経済）の推進
- ② ごみ減量の工夫
- ③ 事業所内での資源の分別
- ④ 包装の適正化
- ⑤ 容器包装等の資源物の回収
- ⑥ 家電4品目の回収及び修理体制（アフターサービス）の充実
- ⑦ 生ごみの発生抑制及びリサイクルの促進
- ⑧ 市の施策への協力

① 自らの責任においての自己処理とサーキュラーエコノミー（循環型経済）の推進

○製品開発・製造の取組

- ・製品を高い価値の状態のまま流通・循環させ続ける開発・製造に努めます。
- ・耐久性の優れた製品の開発・製造に努めます。
- ・リターナブル容器製品や詰め替え製品の開発・製造に努めます。
- ・過剰包装を行わず適正包装の方法の開発及び促進に努めます。
- ・過剰なダイレクトメールを自粛します。

② ごみ減量方法の工夫

○物品の購入・使用の際の工夫

- ・自らごみ減量化マニュアルの作成等により減量化に努めます。
- ・事務用機器・用品等は、耐久性に優れたものを購入し、長期間使用します。
- ・故障・破損した事務用機器・用品等は、できるだけ修理・補修して使います。
- ・電子メールやLANの活用によるペーパーレス化に努めます。
- ・無駄なコピーをなくし、できるだけ両面コピーにする等、紙を有効利用します。

○再生品の購入・使用

- ・コピー用紙、OA用紙等の紙製品は、再生紙を購入します。
- ・トイレトペーパー等は、古紙を利用したものを購入します。
- ・廃プラスチック等を利用した再生品の購入に努めます。

- 事業所内での意識の啓発
 - ・従業員のごみの減量化・資源化に関する意識の啓発を図ります。
 - ・従業員に対する研修会や講習会を実施し、意識の啓発を図ります。
- ③ 事業所内での資源物の分別・回収
 - 紙、空き缶、空きびん等の回収
 - ・事業所内で発生した古紙等は、種類別に分別し資源化ルートに乗せます。
 - ・一事業所だけでは一定量が確保できない場合には、他の事業所と協力して効率の良い回収を行います。
- ④ 包装の適正化
 - 自主的な包装基準の策定
 - ・業界、チェーン店等で自主的に簡易包装の基準を選定します。
 - ・包装の簡素化・適正化を行います。
- ⑤ 容器包装等の資源物の回収
 - 容器包装等の資源物の回収
 - ・トレイ、牛乳パック、ペットボトル等を自主回収します。
 - リターナブル容器入りの商品の販売・回収
 - ・リターナブル容器製品や詰め替え商品を積極的に販売します。
 - ・使用済容器の回収を積極的に努めます。
- ⑥ 家電4品目の回収及び修理体制（アフターサービス）の充実
 - 家電4品目の回収
 - ・家電製品販売店は消費者から引き取りを依頼された家電4品目を回収します。
 - ・製造業者は、法に基づく資源化を行います。
 - 家電製品の修理体制（アフターサービス）
 - ・家電製品の修理体制の充実を図り、併せて消費者へのPRに努めます。
- ⑦ 生ごみの発生抑制及びリサイクルの促進
 - 事業者の食品廃棄物の発生抑制
 - ・食品メーカー、スーパー、レストラン、コンビニエンスストアなどの食品関連事業者は食品廃棄物の発生を抑制します。
 - ・生ごみ処理機器の使用により生ごみの肥料化、減量化を行います。
- ⑧ 市の施策への協力
 - ・廃棄物減量に関する計画の策定等により、計画的にごみの排出を抑制します。

(3) 市の役割

廃棄物処理法やその他の法律では、市に対する責務も定められています。

市で発生する廃棄物を適正処理することを基本として、各種リサイクル法の目的等を市民や事業者にも周知し、その徹底が図られるよう啓発に努めるとともに、ごみの減量化や資源化の推進のための諸施策を総合的かつ計画的に実施します。

また、廃棄物処理行政に関する法改正等の動向にも十分留意し、市民、事業者、市、県、国の適切な役割分担について、国等に対し必要に応じた働きかけを行います。

市の役割

- ① 総合的な取組
- ② リサイクル推進体制の強化
- ③ 意識の啓発
- ④ 情報提供及び収集
- ⑤ 自ら減量化・資源化の実施、再生品の率先利用

① 総合的な取組

○ごみ処理手数料の検討

- ・ごみ処理費用の適切な受益者負担について検討を続けます。

② リサイクル推進体制の強化

○生ごみの処理の推進

- ・家庭用生ごみ処理機器の購入費用の一部助成を継続します。
- ・事業者に対する業務用生ごみ処理機器の購入費用の一部助成を検討します。
- ・自治会単位（設置型）による生ごみ堆肥化を推進します。

○資源ごみ集団回収の促進

- ・資源ごみ集団回収など地域の自主的な取組を支援するため、奨励金交付制度を継続します。

○減量化に向けた取組の促進

- ・使い捨て商品の自粛や適正包装に向けた取組をPRします。
- ・再生品の使用や耐久性の高い製品の購入をPRします。
- ・リターナブル容器や詰め替え製品の購入をPRします。
- ・家電製品等の修理体制・回収を要請します。
- ・事業者に対して店頭回収を要請します。
- ・マイバッグ運動の推進を図ります。
- ・マイ箸、マイカップ、マイボトル等の推進を図ります。
- ・生ごみ削減のためキエーロやコンポストの普及促進を図ります。

③ 意識の啓発

○環境教育の推進

- ・サーキュラーエコノミー（循環型経済）推進のための適切な分別や商品選択のための意識啓発を行います。
- ・環境意識の向上のため、環境教育を推進します。
- ・市民、事業者への地域説明や講演会の充実を図ります。
- ・地域の各種団体へ率先して各種資料の提供を行います。

④ 情報提供及び収集

○情報提供及び収集

- ・情報公開条例を活用します。
- ・先進自治体の施策内容の情報を収集します。
- ・市広報によりごみに関する情報を提供します。
- ・インターネット等の活用を図ります。
- ・環境審議会の審議・意見交換会などを継続します。

⑤ 自ら減量化・資源化の実績、再生品の率先利用

○市での減量化の推進及び再生品の率先利用

- ・庁舎内で発生するごみの減量化・資源化に努めます。
- ・グリーン購入等再生品の購入・率先利用に努めます。

(4) ごみの処理手数料の見直し

2024（令和6）年度現在、本市におけるごみの処理手数料は表に示すとおりです。市民1人1日当たりのごみ処理経費は、人口の減少もあって増加傾向にあります。特に、粗大ごみ処理手数料単価については、1993（平成5）年6月から変更されておらず、見直しの時期が来ています。今後の処理経費の動向を見ながら手数料の検討を行い、適切な料金を設定していきます。

ごみの処理手数料（2007（平成19）年7月1日 改正）

1. 可燃ごみ収集	
下田市指定ごみ袋の販売価格	
・15リットル・・・20枚	200円
・30リットル・・・20枚	400円
・45リットル・・・20枚	620円
・75リットル・・・20枚	1,040円
2. 清掃センターへの持ち込み	
(1) 可燃ごみ、びん・缶、ペットボトル等	
70円/10kg	ただし20kg以下は1回100円
(2) 粗大ごみ（自転車、家具、家電製品等）	
200円/10kg	ただし20kg以下は1回100円

3) 資源化の方法

ごみの資源化の方法は、(1)排出前段階での方法、(2)排出段階での方法、(3)処理段階での方法があり、これらの方法により資源化率を向上させていきます。

(1) 排出前段階での方法

ごみ収集に出さずに資源化します。

- ① 生ごみ処理機器による家庭・事業所での堆肥化・減量化
- ② 資源ごみ集団回収（新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、空きびん）による資源化

(2) 排出段階での方法

資源類を排出段階において分別して収集し、資源化します。

資源となるものを以下に示します。

- ① 缶（スチール・アルミ）
- ② びん（無色、茶色、その他）
- ③ ペットボトル
- ④ 古紙類
- ⑤ ガラス・陶器など
- ⑥ 蛍光灯・電球
- ⑦ 乾電池
- ⑧ 金属キャップ（金属くず）
- ⑨ 廃食用油（植物性）
- ⑩ 古着
- ⑪ 小型家電
- ⑫ プラスチック類
- ⑬ 布団

(3) 処理段階での方法

資源物の分別収集以外に、中間処理施設に搬入されたごみから資源化します。

- ① 不燃選別後の鉄くずやアルミの資源化
- ② 可燃ごみの焼却処理時に発生する余熱の利用
- ③ 焼却灰のセメント原料等としての有効利用

4) 関連施設及びその整備計画の概要

市は、分別収集した資源ごみのストックヤードや資源化処理施設の確保に努めていきます。

集団資源ごみ回収団体の活動支援をするため、公民館、学校等の公共施設利用の便宜を図っていきます。

排出抑制・資源化を図るための関連施設として、スーパー等の店頭回収、販売店回収などの拠点回収があり、これら関連施設の有効活用について、市は市民に積極的に啓発していきます。

2. 収集・運搬計画

1) 収集・運搬に関する目標

本市では1999（平成11）年度から、容器包装リサイクル法等に基づく資源物分別回収を開始、また、2001（平成13）年6月からはリサイクル分別排出の一層の普及と高齢者福祉等の充実を図るため、リサイクル廃棄物（可燃ごみを含む）をステーションに排出することが困難なひとり暮らし老人等への特別在宅収集を実施しています。

今後の課題として、効率的な収集・運搬体制、収集車輛の環境整備が挙げられます。以上のことからごみ収集・運搬に関する目標を以下のとおりとします。

収集・運搬に関する目標

- ① ごみ排出ルール徹底による効率的な分別収集を実施していきます。
- ② 資源化や中間処理に適した合理的な分別収集を確立します。
- ③ 収集作業の安全確保と事故防止の徹底を図ります。
- ④ 地球温暖化防止や大気汚染防止を推進するため、収集車輛を更新する際には低公害車・プラグインハイブリッド（PHEV）燃料電池自動車（FCV）電気自動車（EV）への転換を図ります。

2) 収集区域の範囲

下田市全域を計画収集区域とします。

3) 収集・運搬の方法

(1) ごみの分別区分

表 2-5-2 ごみの分別区分

分別の区分	対象物	出し方
可燃ごみ	○生ごみ ○プラスチック・ビニール類 ○落ち葉・小枝・板切れ ○紙くず ○ゴム・皮革類 など	・市指定のごみ袋に入れる。 ・指定袋には区名・氏名を記入。 ・生ごみはよく水を切る。 ・スーパー等のレジ袋はごみ袋として使えない。 ・金属類等分解できるものは取り外す。
リサイクル分別ごみ	缶	○スチール缶 ○アルミ缶 【青コンテナ (大)】 ・水洗いする。 ・スチール缶とアルミ缶を分ける。 ・アルミは軽くつぶしてから出す。 ・スプレー缶は使いきる。
	びん	○無色びん ○茶色びん ○その他の色のびん ○リターナブルびん 【青コンテナ (小)】 ・飲料・食料品のびんに限る。 ・キャップを取る。 ・色別に分けて出す。
	ペットボトル	○ペットボトル 【ペットボトル回収袋】 ・ラベルを剥がし、キャップを取る。 ・水洗いをして軽くつぶす。
	古紙	○新聞 (折込チラシ含む) ○雑誌 (図書・カタログ等含む) ○ダンボール ○牛乳等紙パック、雑がみ ・種類ごとに白紙ひもで十文字にしぼる。 ・ビニールひもは不可。 ・カタログ等のビニールは取る。 ・紙パックは水洗いし、切り開き、乾かす (内側が銀色のものは不可、プラスチックの注ぎ口はとる)。
	ガラス	○ガラスなど 【グレーコンテナ】
	陶器	○陶器 【グレーコンテナ】
	蛍光灯・電球	○蛍光灯・電球 ・元々入っていたケースか透明ビニール袋に入れて出す。
	乾電池	○乾電池 【乾電池用容器】 ・ボタン電池は回収協力店へ。 ・鉛バッテリーは販売店で回収。
	金属くず (金属キャップ)	○キャップ、王冠、クギ、釣針、カミソリの刃など 【金属キャップ用容器】 金属キャップから金属くずに名称変更
	廃食用油 (植物性)	○廃食用油 (植物性) ・元々入っていたプラスチックボトルかペットボトルに入れて出す。 ・ラード・石油系は不可
	小型粗大ごみ	○小型粗大ごみ 【グレーコンテナ】
プラスチック類	○プラスチック製の容器包装、製品 ・汚れは水洗いをする	
古着	○再利用できる衣類全般 【収集・拠点回収】 ・透明・半透明のビニール袋に入れ、袋の口をしぼって出す。 ・再利用できる布・革製の靴 (組にしてひも等で束ねる)、ベルト、バッグ、帽子、ぬいぐるみなども可。	
小型家電	○回収ボックスの投入口 (幅 30cm×縦 14cm)に入る家庭で使用した家電製品 【拠点回収】	
ふとん	○ふとん ・汚れているものは可燃ごみへ。	

(2) 収集方式

可燃ごみはステーション収集又は戸別収集、資源ごみはステーション収集、拠点回収、粗大ごみは直接搬入又は許可業者による搬入とします。

(3) 収集頻度

収集頻度は、可燃ごみ2回/週、リサイクル分別ごみが2回/月であり、排出時間は、可燃ごみは午前の部は午前8時までに、午後の部は午後1時までに、リサイクル分別ごみは午前7時から8時までの間に排出することになっています。

下田市営じん芥処理場（清掃センター）に自己搬入する場合は、「可燃ごみ」「リサイクル分別ごみ」「古着類」「粗大ごみ」に分けて持ち込みます。

（受付時間：月曜日から金曜日の午前8時45分から午後4時00分、土曜日の午前8時45分から午前11時30分）

(4) 収集車両等

地球温暖化防止や大気汚染防止を推進するため、収集車両を更新する際には低公害車への転換を図ります。

同様に、委託業者に対しても、低公害車両の導入を働きかけます。

(5) 事業系一般廃棄物の対応

事業系一般廃棄物は、自己の責任において処理することが原則です。

地域振興と事業活動は密接に関係しており、事業活動を持続発展させながら、発生するごみを減らし、適正に処理するには、資源循環システムに即した事業活動を行うことが最適な解決策となります。

そうした事業活動への転換を促すため、事業者へは以下に示すような対策を講じていくこととします。

- ① 事業活動において発生するごみの資源化・減量化に努め、自らの責任で適正に処理するよう啓発及び指導していきます。
- ② 排出に際しては、資源物等の分別の徹底を要請します。
- ③ 市のごみ処理を利用する場合の費用について、負担に見合った手数料を検討します。
- ④ 家電販売店に対し、家電4品目の引取を要請・指導します。
- ⑤ 許可業者の指導・育成を行います。

3. 中間処理計画

1) 中間処理に関する目標

分別収集されたごみを減量化・資源化・減容化するための処理を中間処理といいます。本市では中間処理施設として、ごみ焼却施設と資源化施設があります。

ごみ焼却施設では可燃ごみを焼却処理します。資源化施設では、搬入された資源ごみの選別・圧縮・梱包、そして粗大ごみからの資源回収を行っています。

ごみ焼却施設は1982（昭和57）年から稼動していますが、2001（平成13）年3月に排ガス高度処理及び灰固形化施設整備の工事が竣工し、2008（平成20）年11月に焼却炉の更新工事が竣工しました。新しいごみ処理施設整備までの間、本施設を活用していく方針です。

資源化施設については、現在、民間委託により運用しています。委託業者と連携して、新しいごみ処理施設整備までの間、効率の高い資源化を進めます。

以上のことから、中間処理に係る目標を以下のとおりとします。

中間処理に関する目標

- ① 新しいごみ処理施設の整備にむけて、計画どおりに実施します。
- ② 新しいごみ処理施設が整備されるまでの間、安全で信頼されるごみ処理施設の運転管理に努めます。
- ③ 資源化施設・粗大ごみ処理施設については、委託業者と連携して効率的な資源化を進めるとともに、新しい施設整備についても検討を行います。

2) 中間処理の方法

(1) 可燃ごみ

可燃ごみは、市営じん荼処理場で焼却処理します。

(2) リサイクル分別ごみ

① 缶

缶（スチール缶、アルミ缶）は分別収集後、圧縮成形後資源化します。

② びん

びん（無色、茶色、その他の色）は分別収集後、資源化します。

リターナブルびん（生きびん）は一升びんとビールびんに区分し資源化します。

③ ペットボトル

ペットボトルは分別収集後、手選別で異物除去後、減容（圧縮梱包）処理をします。

④ 古紙

古紙（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑がみ）は分別収集後、資源化します。

⑤ ガラス・陶器など

- ⑥ 蛍光灯・電球
- ⑦ 乾電池
- ⑧ 金属くず
- ⑨ 廃食用油（植物性）
- ⑩ 小型粗大ごみ
- ⑪ 古着
- ⑫ ふとん
- ⑬ 小型家電

これらの品目は収集後、一定量になるまでストックヤードにおいて保管し、業者委託処理します。

- ⑭ 製品・容器包装プラスチック（2032（令和14）年度より開始を予定）

現在、ペットボトルキャップの持込分のみリサイクルしていますが、今後、容器包装プラスチックと製品プラスチックの収集・資源化処理を実施します。

(3) 粗大ごみ

有価物（鉄・アルミ）を選別します。

大きな剪定枝については、粗大ごみとして受け入れ、破碎し、可燃ごみとして処理する。

3) 中間処理施設及びその整備計画の概要

令和3年9月に、1市3町にて、「南伊豆地域広域ごみ処理基本構想」を策定し、施設整備の方向性及び1市3町全体で取組む排出抑制・リサイクルに対する姿勢を設定し、令和5年3月には「広域ごみ処理施設整備基本計画」を策定し、焼却施設と資源化施設からなる新しいごみ処理施設の基本方針を定めました。

表 2-5-3 施設の概要

項目		概要
建設候補地		下田市敷根 13-11
焼却施設	処理方式	ストーカ式
	施設規模	54t/日（27t/日×2炉）連続運転式
	受入れ供給設備	投入扉3門（うち1門はダンピングボックス）、可燃性粗大ごみ破碎機
	燃焼設備	ストーカ式焼却炉
	燃焼ガス冷却設備	水噴霧
	排ガス処理設備	乾式酸性ガス除去装置＋粉末活性炭吹込みろ過式集じん器設備
	余熱利用設備	施設内の給湯、プラント用
資源化施設	不燃ごみ・不燃性粗大ごみ処理ライン：2.2 t/日	
	かん類処理ライン：0.5 t/日	
	容器包装プラスチック類・ペットボトル処理ライン：1.7 t/日	
	ストックヤード	

次期施設の建設計画としては現段階において、焼却施設の着工は2025（令和7）年10月、竣工は2029（令和11）年9月、資源化施設の着工は2029（令和11）年4月、竣工は2032（令和14）年3月を予定しています。

4) 中間処理に伴うエネルギー回収・利用方法

次期ごみ処理施設においては、焼却時の余剰エネルギーを余熱利用し、場内の温水として有効に利用するものとします。

4. 最終処分計画

1) 最終処分に関する目標

下田市一般廃棄物最終処分場は既に廃止しており、中間処理残渣は民間事業者への委託により処分しています。

広域処理開始後、焼却灰は一部再資源化を行う予定です。

市内における最終処分場の整備は、用地の確保が困難な状況にあります。

焼却灰の資源化を図るとともに、処分先を安定的に確保する必要があります。

最終処分に関する目標

- ① ごみの発生抑制と資源化により、最終処分量を削減します。
- ② 長期的・安定的な最終処分先確保を進めます。
- ③ 最終処分場の跡地利用を計画的に推進します。

2) 最終処分の方法

(1) 最終処分対象

最終処分するものは、ごみ焼却施設の焼却残渣（焼却灰と固化ばいじん）です。

(2) 最終処分の方法

民間業者への委託により処分していきます。

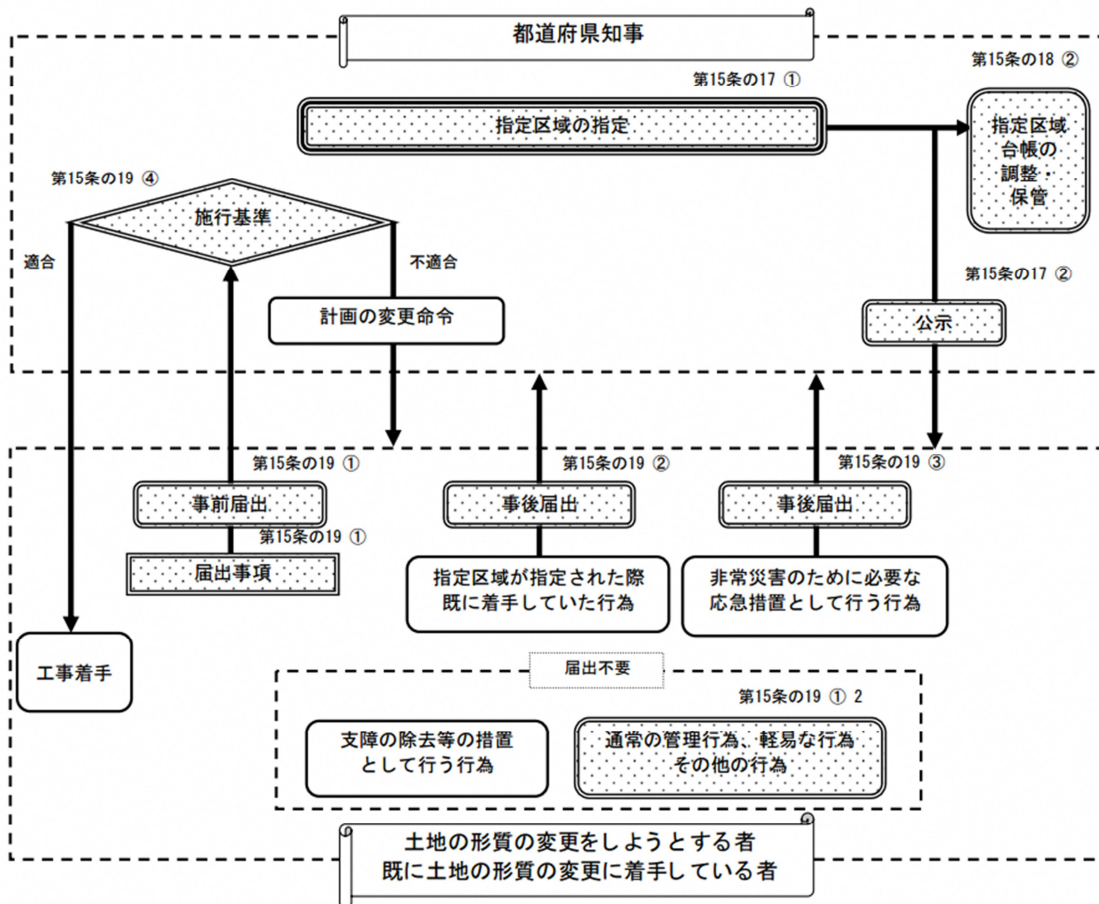
3) 最終処分場の跡地利用計画

廃止された最終処分場は、廃棄物処理施設として維持管理を行わなくとも、そのままであれば生活環境保全上の問題が生じるおそれがない状態です。

しかし、廃止後の最終処分場跡地において土地の形質変更が行われる場合には地下の廃棄物が攪拌されたり酸素が供給されたりすることにより、廃棄物の発酵や分解が進行し、生活環境に支障を与えるおそれがあります。

このため、2004（平成16）年度の廃棄物処理法の改正において、廃止後の最終処分場の土地について形質変更が行われることにより、生活環境保全上の支障が生じるおそれがある区域を都道府県知事等が指定を行い、その区域内での土地の形質変更は施工方法の基準に従い実施することと、知事への事前の届出が義務づけられました。

市の最終処分場跡地は、地形的に有効利用しづらいことから、植栽して原状復帰することが妥当と考えられますが、住民要望等を踏まえ、今後検討していきます。



出典：最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン

図 2-5-1 土地の形質変更に係る届出制度の体系

土地の形質の変更の施工方法に関する基準（廃棄物処理法施行規則第12条の40）

1. 廃棄物を飛散、又は流出させないものであること。
2. 埋立地から可燃性ガス又は悪臭ガスが発生する場合には、換気又は脱臭その他必要な措置を講ずるものであること。
3. 土地の形質の変更により埋立地の内部に汚水が発生し、流出するおそれがある場合には、水処理の実施その他必要な措置を講ずるものであること。
4. 土砂の覆いの機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために土砂の覆いに代替する措置を講ずるものであること。
5. 土地の形質の変更により埋立地に設置された設備の機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために埋立地に設置された設備に代替する措置を講ずるものであること。
6. 土地の形質の変更に係る工事が完了するまでの間、当該工事に伴って生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないことを確認するために必要な範囲内で放流水の水質検査を行うものであること。
7. 前号の規定による水質検査の結果、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずるものであること。

4) 跡地利用の実例

埋立地の跡地利用としては、農地、公園、太陽光発電施設などが考えられます。

事例に関する調査報告[※]では、一般廃棄物最終処分場の跡地利用に関する計画では、公園・緑地が全体の65%と最も多く、次が林地17%、農地6%の順でした。

近年は太陽光発電施設としての利用もあります。

[※]最終処分場の構造および維持管理に関する調査報告書 2009（平成21）年3月 社団法人全国産業廃棄物連合会

5. ごみ減量のロードマップ

1) 現状

ごみの内訳を示した表 2-5-4 より、紙・布類が全体の約半分を占めており、布と紙が半分ずつとした場合、紙は 902 t（2023（令和 5）年度）で、まだまだリサイクルできる紙があります。本市では 2018（平成 30）年度より、新たに雑がみの分別を開始しましたが、月に 2 回のリサイクル分別ごみとしての回収及び市内スーパー 2 か所と清掃センター 1 か所の合計 3 か所での拠点回収のみとなっており、回収場所が少ないことはリサイクルが進まない要因の 1 つと考えられます。

表 2-5-5 はごみの組成を表した表で、ごみの半分が水分であることがわかります。表 2-5-4 の厨芥類とは生ごみのことで、2023（令和 5）年度は約 541 t の厨芥類が発生していると推定されます（1 世帯当たり年間約 52 kg）。多量の水分は、焼却炉での燃焼の際に助燃剤（重油）を必要とするため、環境への負荷も大きくなります。

2000（平成 12）年度に完全施行となった容器包装リサイクル法により、多くの自治体では容器包装プラスチックの回収を行っています。また 2022（令和 4）年度に施行されたプラスチック資源循環法により、製品プラスチックの回収も開始されています。本市では、ストックヤードの確保ができないため、ペットボトルキャップを除くプラスチック類の回収をしておらず、可燃ごみ中には 18.8% のビニール・合成樹脂が含まれていることがわかります。今後、プラスチックの分別収集に向け広く広報・啓発を実施していきます。

表 2-5-4 2023（令和 5）年度ごみ組成分析結果（6 種類）（単位：％）

紙・布類	ビニール・合成樹脂	木・竹・わら類	厨芥類	不燃物類	その他	計
49.0	18.8	10.9	15.0	0.9	5.4	100

表 2-5-5 2023（令和 5）年度ごみ組成分析結果（3 組成）（単位：％）

水分	灰分	可燃分	計
51.4	4.7	43.9	100

2) 削減に向けた取組内容

本市では、広域ごみ処理施設に係わるごみ処理の削減を実施する予定であり、下記に示す取組を実施し、ごみの減量化、資源化を推進するものとします。

表 2-5-6 削減に向けた取組内容

年度	(単位)	2026 (R8)	2028 (R10)	2030 (R12)	2032 (R14)
紙類の分別回収の徹底のため、拠点回収場所の増加	(箇所)	5	8	10	10
生ごみ処理機器の普及	(世帯)	200	300	400	500
生ごみ水切りの徹底	(世帯、店)	500	1,500	3,000	5,000
プラスチック類の分別回収	(t)	-	-	-	149

3) 取組による削減効果

削減に向けた取組内容の実施による削減効果は以下の通りです。また、これにより最終的に達成される目標について以下の通り掲げます。

表 2-5-7 取組による削減効果

年 度	単 位	2026 (R8)	2028 (R10)	2030 (R12)	2032 (R14)
紙類の分別回収の徹底のため、拠点回収場所の増加	(t)	180	429	658	877
生ごみ処理機器の普及	(t)	10	16	21	26
生ごみ水切りの徹底	(t)	46	127	230	332
プラスチック類の分別回収	(t)	-	-	-	149
その他(集団回収、その他リサイクルの推進等)	(t)	198	321	434	545
削減効果合計	(t)	434	893	1,343	1,929

表 2-5-8 達成される目標

	(単位)	2023(R5)	2032(R14)	(増減)
1人一日あたり排出量	(g/人・日)	1105.6	1021.4	(-84)
可燃ごみ量	(t)	6,982	4,628	(-2,354)
リサイクル率	(%)	13.6	22.9	(+9.4)

(解説)

可燃ごみ中の紙類のリサイクル推進のため、紙類の回収場所を増加します。具体的には、市関連施設の他、民間施設にも協力を求めていく方針で、紙類は最大で250t/年の削減効果を見込めます。

生ごみに対する取組は、キューロをはじめとした生ごみ処理機器の普及促進と水切りの徹底です。生ごみ処理機器は目標年度までに500台の導入を目指し、これによる削減効果は26tを見込みます。水切りは家庭での取り組みはもちろん、観光客の多い本市では、ホテル・旅館、飲食店からの食べ残しや生ごみが多いため、厨芥類の水切り徹底をすることで、ごみ総排出量の削減に繋がります。水切りをすることでごみ重量の10%の減量が可能とされており、目標年度までに332t(2032(令和14)年度)の削減を図ります。

本市のごみ処理は、今後、南伊豆地域清掃施設組合による広域処理に移行する予定であり、現在は実施していない容器包装プラスチック類及び製品プラスチックの回収を、2032(令和14)年度より実施する予定です。そのため2030(令和12)年度に1,193.7tだった資源化量が、2032(令和14)年度には、1,379.7tとなり、資源化率の大幅な向上が見込まれます。

また、広域処理においては焼却灰の一部資源化も予定されており、さらに剪定枝の再資源化も検討していきます。

このような取組を実践することで、2032(令和14)年度時点で、1人1日あたりごみ総排出量1,021.4g/人・日(可燃ごみ量:4,628t/年)、リサイクル率22.9%の達成を目指します。

下田市ごみ減量・資源化推進ロードマップ

本市では、広域ごみ処理施設に係わるごみ処理経費の削減のために、下記に示す取組を実施し、ごみの減量化・資源化を推進するものとします。

ごみ減量化・資源化に向けた取組	取組内容に関する数値目標						可燃ごみ削減量(単位:t)			
	R6	R8	R10	R12	R14	(単位)	R8	R10	R12	R14
紙類										
紙類の分別回収の徹底のため 拠点回収場所の増加	3	5	8	10	10	(箇所)	180	429	658	877
生ごみ・厨芥類										
生ごみ処理機の普及促進	-	200	300	400	500	(世帯)	10	16	21	26
水切りの徹底	-	500	1,500	3,000	5,000	(世帯、店)	46	127	230	332
プラスチック										
分別回収の実施	-	-	-	-	149	(t)	-	-	-	149
その他										
集団回収の収集量 UP	-	-	-	-	-	-	198	321	434	545
可燃ごみ削減量の合計							434	893	1,343	1,929

上記可燃ごみ削減量の合計 1,929t + 人口減少による自然減少分 425t = 2,354t



6. その他

1) 住民・事業者に対する広報・啓発活動

資源循環型社会を形成していくため、市は、市民・事業者に対し、積極的にごみ減量・リサイクルについて広報・啓発活動を行い、協力を求めていくこととします。

(1) 住民意識の啓発

① 講演会、説明会の開催

市民・事業者・市が共通の認識を持つため、定期的に講演会や懇談会を開催し、ごみの資源化や排出抑制の重要性の意識を深めていくことを検討します。また、必要に応じ、各町内会、各種団体、各種業界、各種職場などでの説明会を開催することも検討していきます。

② 広報、パンフレット

わかりやすく、親しみやすい表現・内容で記事を作り、配布の量・回数・時期なども受け入れやすいよう工夫していきます。

③ 集団回収の推進

積極的にリサイクル活動に取り組んでいる団体を表彰し、広報等で紹介します。

(2) 事業者などの啓発

① 事業者・経営者への協力要請及び指導

事業者等自らが事業活動や製品・商品の販売のあり方等について見直し、簡易包装や容器の回収等によってごみの排出抑制やリサイクルの推進に協力するよう指導、要請していきます。

② 事業系一般廃棄物への対応

事業系一般廃棄物については、事業者等自らが排出者責任で自己処理していくことを理解してもらい、事業系一般廃棄物の減量化やリサイクル等を計画的に推進するよう指導・助言していきます。

③ アパート等の入居者への指導

短期間の入居者が多いアパート等については、家主・管理人に責任を持たせるよう指導していきます。

④ 店頭でのPR強化

事業者は、自らのリサイクル事業や地域活動を店頭等でPRし、来客者への認識を深めるよう要請します。

(3) 施設整備における市民の理解と協力

ごみ処理施設は日常生活にとって必要不可欠な都市施設ですが、公害の発生や環境汚染、健康被害に対する不安は近隣住民にとって取り除きたいものがあります。

したがって、昨今の技術革新による施設の安全性や施設を設置する必要性を理解してもらうため、施設の更新あるいは新設時に建設予定地の近隣住民に対しては、説明会を開催し、事前に十分な理解と協力を求めていくこととします。

2) 適正処理困難物等に対する対処方法

(1) 適正処理困難物への対応

適正処理困難物は、破碎困難、焼却困難、最終処分（埋立）困難、作業場の危険性（引火・爆発・病原性・有毒・有害等）、作業上の困難性（大きさ・重さ）等の性質を持っている物です。

国では適正処理困難物として4品目、① 廃ゴムタイヤ(自動車用のもの)、② 廃テレビ受像機(25型以上)、③ 廃電気冷蔵庫(250リットル以上)、④ 廃スプリングマットレスを指定しています。

市においても収集や処理が困難なごみを指定しており、こうしたごみの処理・処分については販売店での引取や専門の処理業者に依頼するよう市民・事業者へ協力を求めています。

(2) 特別管理一般廃棄物への対応

① PCB入りの部品の処理

廃家電製品からのPCB使用部品の有無の点検及び除去はメーカーに協力を要請し、これらの処理を依頼します。

② 感染性医療廃棄物への対応

医療機関等から排出される注射針等の特別管理産業廃棄物やそれ以外の特別管理一般廃棄物については、関係機関と十分協議し、適正処理について指導していきます。

③ ばいじんの処理

下田市営じん芥処理場で可燃ごみを焼却処理する際に発生するばいじん（集じん灰）は灰固形化処理しています。

(3) 家電リサイクル法への対応

家電製品については、家電リサイクル法により4品目が指定され、メーカーによるリサイクルが行われています。これらについて、市民、事業者へ販売店へ引取を依頼するよう周知・徹底していきます。

3) 散在ごみ及び不法投棄への対応

一般廃棄物が不法投棄された場合は、市が主体となり事務処理を行わなければなりません。このため、収集作業員その他地域住民からの情報収集及び不法投棄パトロールの実施により、不法投棄の早期発見に努めます。

市は、住民や関係機関から不法投棄の通報を受けた場合は、速やかに現地確認を行うとともに、必要に応じて保健所、警察、土地所有者等と対応を協議します。

不法投棄の処理責任は不法投棄を行った者にあることから、市は原因者を調査しますが、不法投棄を行った者が明らかでない場合は、当該廃棄物の所在する土地所有者に対し撤去指示等を行うものとします。

なお、市はその区域内における一般廃棄物の適正な処理についての包括的責任を有することから、場合によっては市が自ら処理するものとします。

不法投棄物の処理後は、再び投棄されることのないよう、土地所有者等に対し、看板や柵などの設置を指導していきます。

空き缶等のごみ散乱防止に関しては、広報等を通じて理解を呼びかけるほか、印刷物の配布や看板等の設置を行います。

また、環境美化の推進について啓発活動を行い、条例等の周知徹底に努め、環境美化意識の高揚を図っていきます。

4) 災害時における相互協力体制

大規模な災害が発生した場合には、一時的に多量の災害廃棄物が発生し、また廃棄物処理施設の損壊などにより平常時の体制では対応できない事態が生じることが予測されます。

本市は、2017（平成29）年2月に下田市災害廃棄物処理計画を策定しており、災害発生時の一般廃棄物の継続処理、仮設トイレ等の設置、災害廃棄物の仮置き・収集運搬・中間処理・最終処分等について、体制整備、応急対応、復旧・復興のそれぞれ必要な事項を定めています。

この計画に基づき、災害発生時に適切に対応できるよう、必要な体制の整備を進めます。

5) 地域に関する諸計画との関係

本計画の推進にあたっては、「第5次下田市総合計画」及び「下田市環境基本計画」を上位計画と位置づけ、整合を図っていきます。

なお、先にも記載した通り、現在、ごみ処理に係る新施設の建設を予定しており、広域ごみ処理施設整備基本計画、南伊豆地域広域ごみ処理基本構想とも合わせて整合を図ります。

また、静岡県廃棄物処理計画等の諸計画との関係・調整を図っていくこととします。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針

1. 生活排水処理の基本方針

生活排水とは、し尿とそれ以外の雑排水（洗面手洗、台所、風呂、洗濯等からの排水）に分けられます。

2024（令和6）年度現在の本市における生活排水の処理は、し尿と雑排水を併せて処理する「公共下水道」、「漁業集落排水処理施設」、「合併処理浄化槽」のほか、し尿のみを処理する「みなし浄化槽（単独処理浄化槽）」で行なわれており、市の行政区域内人口は、生活排水処理の面から見ると「水洗化人口」と「非水洗化人口」とに分類することができます。

また、し尿及び浄化槽（みなし浄化槽を含む。）から発生する汚泥を処理する施設として、南伊豆町と共同運営している汚泥処理クリーンセンター（一部事務組合南豆衛生プラント組合）を設置しています。

本市の産業は水産業と海水浴場をはじめとする海による観光業が特徴的であり、豊かな水の恵みを楽しんでいます。

現代の我々には、生活排水対策を適切に進め、この恵み豊かな水を将来世代に継承することが求められています。

このことを踏まえた、本市における生活排水処理の基本方針を次のとおり定めます。

基本方針

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 地域の特性に応じた生活排水処理の充実2. 効率的な収集運搬と処理3. 市民・事業者・行政の協働4. 処理における省資源化・省エネルギー化と未利用資源の利用 |
|---|

2. 生活排水処理施設整備の基本方針

本市は市庁舎が位置する市街地のほかは、山地、または山地を挟んで湾沿いの土地など、変化に富んだ市であり、それぞれの地域の特性に合わせて、公共下水道と浄化槽を整備し効率的な生活排水処理を行うものとします。

第2節 目標年次

本計画は、2018（平成30）年度を初年度とした15年の計画とし、目標年次は2032（令和14）年度と定めます。なお、今回（2024（令和6）年度）の改訂は、策定から5年が経過したことによる中間見直しです。また計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は改めて見直しを行うこととします。

第3節 生活排水処理の現況

1. 生活排水処理施設の整備状況

1) 下田浄化センター

施設の名称	下田浄化センター	
所在地	下田市須崎 1801 番地	
処理能力	9,200m ³ /日最大	
処理方法	汚水	標準活性汚泥法
	汚泥	濃縮→機械脱水→搬出・処分
処分方法	焼却、陸上埋立、建設資材、肥料	
供用開始	1992（平成4）年5月	

2) 汚泥処理クリーンセンター（南豆衛生プラント組合）

施設の名称	汚泥処理クリーンセンター
所在地	下田市敷根 13 番 8 号
処理能力	43KL/日
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理方式
資源化の方法	炭化
供用開始	2006（平成18）年3月

3) 田牛漁業集落排水処理施設

施設の名称	下田市田牛漁業集落排水処理施設
所在地	下田市田牛字長谷 461 番及び 462 番 1 地先
処理能力	451 m ³ /日
処理方法	回分式活性汚泥法＋凝集加圧浮上分離法
供用開始	1995（平成7）年4月
処理対象区域	漁業集落環境整備事業実施要領に基づき 漁業集落環境整備事業の承認を受けた区域

2. 生活排水の処理状況

1) 処理形態別人口の推移

直近5年間の処理形態別人口の推移は表3-3-1に示すとおりです。

表3-3-1 生活排水の処理形態別人口（直近5年間）

年度	総人口	非水洗化人口				水洗化人口					
		合計	非水洗化率	計画収集人口	自家処理人口	合計	水洗化率	公共下水道人口	漁業集落排水処理人口	浄化槽人口	うち合併処理浄化槽人口
		(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)
2019 (R1)	21,345	435	2.0%	190	245	20,910	98.0%	10,173	169	10,568	1,966
2020 (R2)	20,973	380	1.8%	187	193	20,593	98.2%	9,928	167	10,498	1,993
2021 (R3)	20,571	426	2.1%	184	242	20,145	97.9%	9,702	165	10,278	2,030
2022 (R4)	20,180	374	1.9%	181	193	19,806	98.1%	9,559	165	10,082	2,053
2023 (R5)	19,792	366	1.8%	178	188	19,426	98.2%	8,433	153	10,840	3,373

2) 施設整備の状況

本市の公共下水道は、全体計画の処理面積が 439.20ha、事業計画区域が 319.3ha、2020（令和2）年度における供用・処理開始面積が 288.50ha となっています。

そして、行政人口に対する普及率は 47.9%（2021（令和3）年4月）、整備済み区間内における接続済み人口の割合は 71.8%となっています。

また、浄化槽については、公共下水道の計画区域及び漁業集落排水の処理対象区域を除く区域において、設置に対する補助を行っています。

3) し尿・浄化槽汚泥の発生量

許可業者が収集運搬を行っているし尿及び浄化槽汚泥の収集量を表 3-3-2 に示します。浄化槽汚泥は微増傾向にあります。

表 3-3-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集量

年度	し尿	浄化槽汚泥
	(kL)	(kL)
2018 (H30)	267	7,344
2019 (R1)	245	7,585
2020 (R2)	244	7,624
2021 (R3)	239	7,666
2022 (R4)	197	7,746
2023 (R5)	199	7,737

第4節 生活排水処理に関する予測

1. 処理形態別人口

将来人口は、第2章 ごみ処理基本計画同様に、南伊豆地域広域ごみ処理基本構想と整合を取りました。

公共下水道は、現状から人口減少分を差し引いて推移するとしました。

浄化槽（合併処理浄化槽）はこれまでの傾向から予測を行いました。

みなし浄化槽による処理人口は、行政区内人口から、上記の各処理人口を除くことで求めました。

表 3-4-1 処理形態別人口の予測結果

年度	総人口	非水洗化人口				水洗化人口					
		合計	非水洗化率	計画収集人口	自家処理人口	合計	水洗化率	公共下水道人口	漁業集落排水処理人口	浄化槽人口	うち合併処理浄化槽人口
		(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)
2018 (H30)	21,848	490	2%	193	297	21,358	98%	10,245	182	10,931	1,920
2019 (R1)	21,345	435	2%	190	245	20,910	98%	10,173	169	10,568	1,966
2020 (R2)	20,973	380	2%	187	193	20,593	98%	9,928	167	10,498	1,993
2021 (R3)	20,571	426	2%	184	242	20,145	98%	9,702	165	10,278	2,030
2022 (R4)	20,180	374	2%	181	193	19,806	98%	9,559	165	10,082	2,053
2023 (R5)	19,792	366	2%	178	188	19,426	98%	8,433	153	10,840	3,373
2024 (R6)	19,223	366	2%	178	188	18,857	98%	8,242	153	10,462	3,448
2025 (R7)	18,816	364	2%	177	187	18,452	98%	8,056	153	10,243	3,523
2026 (R8)	18,429	364	2%	177	187	18,065	98%	7,873	152	10,040	3,598
2027 (R9)	18,042	364	2%	177	187	17,678	98%	7,695	152	9,831	3,673
2028 (R10)	17,656	362	2%	176	186	17,294	98%	7,521	152	9,621	3,748
2029 (R11)	17,269	362	2%	176	186	16,907	98%	7,351	151	9,405	3,823
2030 (R12)	16,882	362	2%	176	186	16,520	98%	7,184	151	9,185	3,898
2031 (R13)	16,508	360	2%	175	185	16,148	98%	7,022	151	8,975	3,973
2032 (R14)	16,134	360	2%	175	185	15,774	98%	6,863	150	8,761	4,048

2. し尿及び浄化槽汚泥発生量

し尿及び浄化槽汚泥の発生量は、計画収集人口（汲み取り人口）及び浄化槽処理人口に対して、過去の実績から求めたし尿・浄化槽汚泥の発生原単位を乗じることで求めました。

表 3-4-2 し尿及び浄化槽汚泥発生量の予測結果

年度	し尿	浄化槽汚泥	処理量
	(kL)	(kL)	(kL)
2018 (H30)	267	7,344	7,611
2019 (R1)	245	7,585	7,830
2020 (R2)	244	7,624	7,868
2021 (R3)	239	7,666	7,905
2022 (R4)	197	7,746	7,943
2023 (R5)	199	7,737	7,936
2024 (R6)	227	7,595	7,822
2025 (R7)	225	7,437	7,662
2026 (R8)	225	7,289	7,514
2027 (R9)	225	7,137	7,363
2028 (R10)	224	6,985	7,209
2029 (R11)	224	6,828	7,052
2030 (R12)	224	6,668	6,892
2031 (R13)	223	6,516	6,739
2032 (R14)	223	6,361	6,583

第5節 生活排水処理の処理主体

生活排水の処理主体は、公共下水道及び漁業集落排水処理施設については市、浄化槽については各設置者とします。

また、汲取りし尿及び浄化槽汚泥については、汚泥処理クリーンセンターにて広域処理します。

表 3-5-1 生活排水の処理主体

施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等
みなし浄化槽（単独処理浄化槽）	し尿	個人等
公共下水道	し尿・生活雑排水	市
漁業集落排水処理施設	し尿・生活雑排水	市
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	組合

※表中、「組合」とは南豆衛生プラント組合を示す。

第6節 生活排水処理基本計画

1. 生活排水の処理計画

本計画では、生活排水処理をさらに推進し、もって本市の誇るべき資源としての「水」を守り、また、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目標とします。

- ① 公共下水道事業計画区域においては、計画に基づき公共下水道施設の整備普及を促進します。また、公共下水道の供用開始区域における未接続世帯について、下水道への接続転換を促進します。
- ② 公共下水道事業計画区域及び漁業集落排水処理施設の処理対象区域の外においては、浄化槽の設置普及を図ります。
- ③ 汲み取りによる収集又はみなし浄化槽を利用している住宅等については、生活雑排水の未処理での放流が生活環境に及ぼす影響について普及啓発を行い、浄化槽又は公共下水道への転換を図ります。
- ④ 浄化槽については、維持管理の徹底やその他の生活雑排水対策について、市民と一体となって展開していきます。

2. 生活排水の処理目標

生活排水処理施設の整備及び普及啓発による処理率、処理人口の目標を表 3-6-1 及び表 3-6-2 にそれぞれ示します。

表 3-6-1 水洗化率の目標

種別	年度	現在	目標年度
		2023 (R5)年度	2032 (R14)年度
生活雑排水処理率		59.7%	68.6%以上

※ 生活雑排水処理率=公共下水道+合併処理浄化槽+漁業集落排水処理施設による処理人口/行政人口で算定した。

表 3-6-2 処理形態別人口の目標

種別	年度	現在	目標年度
		2023 (R5)年度	2032 (R14)年度
1 計画処理区域内人口		19,792	16,134
(1) 生活排水処理人口		11,959	11,061
① 下水道		8,433	6,863
② 合併処理浄化槽		3,373	4,048
③ 漁業集落排水処理施設		153	150
(2) 生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		7,467	4,713
(3) 非水洗化人口		366	360

3. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1) 収集運搬計画

(1) 収集・運搬計画に関する目標（基本方針等）

生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、適正な収集・運搬体制の整備に努めます。

(2) 収集区域の範囲

収集区域は下田市の全域とします。

(3) 収集・運搬の方法及び量

廃棄物処理法第7条に基づく許可業者が収集運搬を行うこととします。

なお、収集・運搬量の目標数値は表 3-6-3 のとおりです。

表 3-6-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量

年度	し尿	浄化槽汚泥	処理量
	(kL)	(kL)	(kL)
2024 (R6)	227	7,595	7,822
2025 (R7)	225	7,437	7,662
2026 (R8)	225	7,289	7,514
2027 (R9)	225	7,137	7,363
2028 (R10)	224	6,985	7,209
2029 (R11)	224	6,828	7,052
2030 (R12)	224	6,668	6,892
2031 (R13)	223	6,516	6,739
2032 (R14)	223	6,361	6,583

2) 中間処理計画

(1) 中間処理に関する目標（基本方針等）

中間処理は、汚泥処理クリーンセンターで実施し、市としてはその適正な処理に関し協力をしていきます。

(2) 中間処理の方法及び量（中間処理物の排出量を含む）

表 3-6-4 中間処理の方法

品目	中間処理の方法
し尿	膜分離高負荷脱窒素処理方式
浄化槽汚泥	

表 3-6-5 中間処理計画処理量

年度	し尿	浄化槽汚泥	処理量
	(kL)	(kL)	(kL)
2024 (R6)	227	7,595	7,822
2025 (R7)	225	7,437	7,662
2026 (R8)	225	7,289	7,514
2027 (R9)	225	7,137	7,363
2028 (R10)	224	6,985	7,209
2029 (R11)	224	6,828	7,052
2030 (R12)	224	6,668	6,892
2031 (R13)	223	6,516	6,739
2032 (R14)	223	6,361	6,583

(3) 処理施設及びその整備計画の概要

し尿及び浄化槽汚泥の処理施設の概要は表 3-6-6 に示すとおりです。

表 3-6-6 し尿及び浄化槽汚泥の処理施設の概要

施設の名称	下田浄化センター	
所在地	下田市須崎 1801 番地	
処理能力	12,700m ³ /日最大	
処理方法	汚水	標準活性汚泥法
	汚泥	濃縮→機械脱水→搬出・処分
処分方法	焼却、陸上埋立、建設資材、肥料	
供用開始	1992（平成 4）年 5 月	

施設の名称	汚泥処理クリーンセンター	
所在地	下田市敷根 13 番 8 号	
処理能力	43KL/日	
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理方式	
資源化の方法	炭化	
供用開始	2006（平成 18）年 3 月	

3) 最終処分計画

(1) 最終処分に関する目標（基本方針）

処理汚泥は炭化・資源化を行うことで、陸上埋立処分を行いません。

4) 資源化・有効利用

し尿及び浄化槽汚泥の資源化・有効利用については、南伊豆地域広域ごみ処理基本構想と整合を取り、焼却処理を実施する予定ですが、今後も経済的に優れ、環境負荷の少ない資源化・有効利用について検討していきます。

5) その他

(1) 公共下水道への接続の促進

公共下水道の供用が行われている地域については、建物や土地の使用者・占有者は、供用の公示から遅滞なく排水設備を設置することとなっています。

また、汲み取りにより処理されている世帯については下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 11 条の 3 に基づき、3 年以内に下水道に接続することが義務付けられています。

既に供用が行われている地域においては、法律に則り、速やかに公共下水道に接続するよう、働きかけます。

(2) 合併処理浄化槽の普及促進

合併処理浄化槽による排水処理を推進する地域においては、生活雑排水が処理されていない家庭に対し、合併処理浄化槽の使用を働きかけます。

(3) 浄化槽の適正管理

浄化槽は、その種類と規模に応じて定期的に保守点検を行うことが浄化槽法で義務付けられていますが、全ての設置者において保守点検がなされているとは限らない実態があります。

適切な生活排水処理により公共用水域への負荷を減らすため、浄化槽の適切な管理について普及啓発していきます。

(4) 生活雑排水対策の推進

生活雑排水が処理されていない家庭においては、生活雑排水による汚濁負荷が地域の水路・河川の水質悪化に直接影響します。

また、公共下水道や浄化槽を利用している場合も、能力以上の負担がかかると適正に処理されず、地域環境の悪化が生じる可能性があります。

このため、市民に対して、油や薬品など排水に流してはいけないものなどを含めた、生活雑排水対策について普及啓発していきます。

(5) 市の環境に関する啓発等

パンフレットの作成や、環境観察会、環境学習教室の開催などを通じて、河川をはじめとする身近な環境についての広報・情報提供を実施し、地域の環境に対する愛着と、それを保全しようという意識の高揚を図ります。

